

平成 27 年度

修士論文

震災復興初期における暫定的土地利用計画に関する研究



指導教員 浅野 聡 准教授

三重大学大学院工学研究科建築学専攻

佐藤 明彦

震災復興初期における暫定的土地利用計画に関する研究

-目次-

第1章 研究の枠組み

- 1-1 研究の背景
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の方法と構成
 - 1-3-1 研究の方法
 - 1-3-2 研究の構成
- 1-4 研究の対象
- 1-5 既往研究の整理
- 1-6 用語の定義

第2章 震災復興初期の土地利用のニーズ（用途・立地・面積）の集計

- 2-1 東日本大震災における暫定的土地利用の実態
- 2-2 暫定的土地利用候補地の選定基準
 - 2-2-1 活動拠点候補地（自衛隊・警察・消防）
 - 2-2-2 仮設住宅建設候補地
- 2-3 岩手県山田町における復興調査
 - 2-3-1 山田町の現状
 - 2-3-2 山田町役場におけるヒアリング調査
 - 2-3-3 山田町社会福祉協議会に対するヒアリング調査
 - 2-3-4 山田地区における現地調査
 - 2-3-5 山田町の仮設住宅団地における現地調査
 - 2-3-6 船越公園における現地調査

第3章 三重県における暫定的土地利用の現状の候補地データの収集と詳細化

- 3-1 4市における現状の暫定的土地利用の選定状況
 - 3-1-1 候補地データの収集
 - 3-1-2 仮設住宅建設候補地
 - 3-1-3 活動拠点建設候補地
- 3-2 仮設住宅建設候補地の活用可能性による優先順位

第4章 暫定的土地利用計画の作成方法と活用方法の検討

- 4-1 暫定的土地利用計画の作成方法

- 4-2 「暫定的土地利用計画図」の作成方法
- 4-3 伊勢市におけるケーススタディ
- 4-4 ケーススタディのまとめ
- 4-5 暫定的土地利用計画図の日常の活用方法と今後の課題

第1章 研究の枠組み

- 1-1 研究の背景
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の方法と構成
 - 1-3-1 研究の方法
 - 1-3-2 研究の構成
- 1-4 研究の対象
- 1-5 既往研究の整理
- 1-6 用語の定義

第1章 研究の枠組み

第1章では、研究の背景、目的、方法と構成等といった研究の枠組みについて述べる。

1-1 研究の背景

南海トラフ地震に備え、事前の対応が必要なことの一つに応急仮設住宅（以下、仮設住宅）の建設地に関することがある。

仮設住宅の建設は緊急性を要する一方、その後に必要となる復興用地との重複を避けるため、平時において公園やグラウンドとして利用されている公有地に優先的に建設される。

震災復興の初期（発災から概ね3年程度）においては、仮設住宅以外にも災害廃棄物の仮置場や救援活動用地（自衛隊等の野営地等）など暫定的な土地利用が様々に必要となり、これらの土地利用が競合・重複を防ぐため、市町全体で必要な用地を調整するような計画が必要である。

1-2 研究の目的

被災後の震災復興事業の迅速な推進に向けての重要な準備段階である「震災復興初期における暫定的土地利用計画」を事前検討することを目的とする。具体的には以下の通りである。

- ① 南海トラフ地震により大規模な被害が想定されており、データの提供等協力が得られる三重県の伊賀市、亀山市、伊勢市、志摩市等（予定）の4都市を対象にして、震災復興初期に必要とされる暫定的土地利用（活動拠点、仮設住宅の建設地、災害廃棄物の仮置場等）の候補地データの収集を行う。
- ② 暫定的土地利用計画の作成方法等を整理し、平時においても活用するため、市町村都市計画マスタープランへ反映することのできるような「震災復興初期における暫定的土地利用計画」を提案する。

1-3 研究の方法と構成

1-3-1 研究の方法

本研究の研究方法は、主に文献資料調査、現地調査、ヒアリング調査、ケーススタディの4種類である。

文献資料調査では、暫定的土地利用に関する既往調査やガイドライン等の参考文献を収集して内容の整理を行う。

現地調査では、東日本大震災により被災し、現在、復興を進めている岩手県山田町を訪れ、仮設住宅等の現状や復興に関する取り組み等を確認する。

ヒアリング調査では、岩手県山田町の行政職員や社会福祉協議会の職員に対して行い、仮設住宅の選定に関する有意義な情報や参考資料を収集する。

現地調査では、東日本大震災により被災し、現在、復興を進めている岩手県山田町を訪れ、仮設住宅等の現状や復興に関する取り組み等を確認する。

ケーススタディでは、三重県地震被害想定調査結果(平成26年)の被害想定等を用いて、伊勢市における暫定的土地利用計画を作成する。

なお、本研究を進めるにあたり、三重大学浅野研究室浅野聡氏を座長とし、応急仮設住宅ガイドライン研究会を立ち上げた。応急仮設住宅ガイドライン研究会の参加者は以下の通りである。本研究に使用するデータは、応急仮設住宅ガイドライン研究会の参加者から提供されたものである。

- ・国土交通省中部地方整備局建設部住宅整備課
- ・三重県県土整備部住宅課・健康福祉部健康福祉総務課
- ・伊勢市都市整備部建築住宅課
- ・志摩市建設部住宅営繕課
- ・亀山市建設部営繕住宅室
- ・伊賀市総合危機管理課・建設部建築住宅課
- ・(一社)三重県建設業協会
- ・(一社)三重県建築士事務所協会

1-3-2 研究の構成

本研究は、全 5 章で構成されている。

第 1 章では、研究の背景、目的、用語の定義などについて述べる。

第 2 章では、既往のガイドラインや研究を整理・分析するとともに、東日本大震災の被災地である岩手県山田町等において現地調査、ヒアリング調査を通して、時期区分（応急対策期、復旧対策期、復興対策期）ごとにおける暫定的土地利用のニーズ、必要条件を把握する。

第 3 章では、三重県内の市町における暫定的土地利用の現状の候補地データを収集し、既往のガイドラインを基に活用可能性を検討する。

第 4 章では、第 3 章までのデータ収集や分析を踏まえて暫定的土地利用計画における必要情報や作成方法を検討し、被害想定（津波浸水域）と暫定的土地利用のニーズ等を推測・集計してベースマップに落とし込み、時期区分ごとの「暫定的土地利用計画図」を作成し、時期区分ごとの特徴や全体的な暫定的土地利用の推移を視覚的に明確化する。また「暫定的土地利用計画図」の日常時からの活用方法を検討する。

1-4 研究の対象

国土交通省中部地方整備局により作成・公表された「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン（2014.2）」によれば、中部圏の地域特性は、地震・津波災害の観点から、地形・人口・産業等により大きく以下の4タイプに分類できるとされている。

①海岸平野部（遠州灘沿岸等外湾地域）

・海岸線沿いに都市圏が存在し、近くに高台が存在せず、連続した市街地を形成している。また、液状化等を起こす可能性が高い地域である。

②内陸低平野部（伊勢湾・三河湾等の内湾地域）

・高密度な市街地、工業地帯を有している一方で、日本最大のゼロメートル地帯があり、液状化・洪水・土砂災害等、都市型災害等に対し脆弱な地形である。

③半島・島しょ部

・斜面に海岸が迫るリアス式海岸で、海岸線沿いの狭い平地部に集落、市街地を形成している。また、過疎化・少子高齢化が顕著である。

④中山間地

・内陸部で、山の斜面が迫り、狭い平地部に集落・市街地を形成している。また、過疎・少子高齢化が顕著である。

本研究では、地震及び津波災害の被害を想定するため、以下の3タイプの地域特性を対象とする。また、三重県内を対象とする研究のため海岸平野部は取り扱わない。この3つの地域に属し、データ提供等の協力を得られた市を対象に、伊勢市・志摩市・伊賀市・亀山市の4市を選定した。

②内陸低平野部（伊勢湾・三河湾等の内湾地域）・・・・・・・・・・・・・・・・伊勢市

③半島・島しょ部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・志摩市

④中山間地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・伊賀市・亀山市

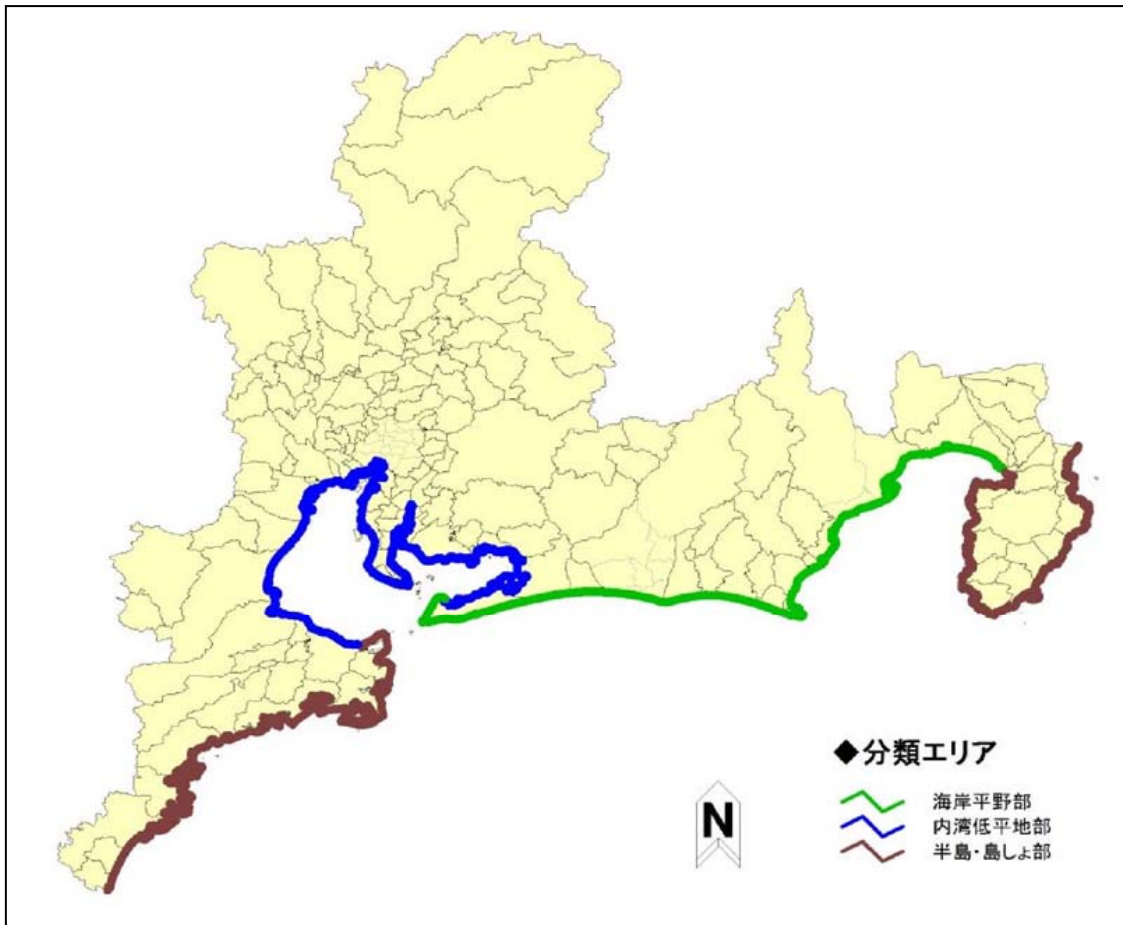


図 1-1 中部圏の地域分類エリア

(出典：国土交通省中部地方整備局、「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン (2014.2)」)

表 1-1 中部圏の地域分類と特性

地域特性	特徴	対象とする都市
1. 海岸平野部	・近くに高台がない連続する市街地、液状化等 ・主に遠州灘に面する平野部の都市	※研究対象外
2. 内湾低平地部	・高密度な市街地、我が国最大のゼロメートル地帯、工業地帯、液状化、都市型災害等 ・主に伊勢湾(濃尾平野)・三河湾内の都市	伊勢市
3. 半島・島しょ部	・斜面が海岸に迫るリアス海岸で平野の少ない市街地・集落、過疎化、少子高齢化等 ・主に伊豆半島、志摩半島、紀伊半島の市町	志摩市
4. 中山間地	・内陸部で、山の斜面が迫り、狭い平地部に集落・市街地を形成しており、過疎・少子高齢化が顕著な市町	伊賀市 亀山市

(地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン (国土交通省中部地方整備局、2014.2)、pp. 37-38 を基に作成)

1-5 既往研究の整理

既往研究の整理では、日本建築学会計画論文集、地域安全学会論文集、日本都市計画学会より本研究に関連が深いと考えられるものを抽出し、内容の整理を行う。

- ①阪神・淡路大震災における公的機関の応急的公園利用に関する考察
(三船康道、蓑田ひろ子、日本建築学会計画系論文集、pp. 157-162、1997. 2)
- ②東京都区部の応急仮設住宅からみた公園の必要量に関する考察
(三船康道、蓑田ひろ子、日本建築学会計画系論文集、pp. 171-175、1998. 12)
- ③災害時におけるオープンスペース利用計画の策定過程
(三船康道、蓑田ひろ子、地域安全学会論文報告集 (7)、pp. 144-147、1997. 11)
- ④地震被害想定を用いた応急仮設住宅対策のマイクロシミュレーション
(佐藤慶一・中林一樹・翠川三郎、日本都市計画学会論文集、pp. 715-720、2008. 10)

①三船、蓑田 (1997) は、阪神・淡路大震災後の神戸市において、オープンスペースの中でも公園に焦点をあて、どのような使われ方がなされたのか、実態を明らかにするものであり、主な活動ごとに、活動期間、ピーク時、動員数、利用したオープンスペース、求められるオープンスペースの条件等について実態を調査・検討し、その内容を踏まえ、災害発生後の公的機関の復旧活動における公園利用のあり方について考察するものである。

②三船・蓑田 (1997) の研究は、東京都や横浜市において行われたオープンスペースの実態調査を整理し、災害時における救急・救助活動、救援活動、復旧活動及び復興活動を行うためのオープンスペースの利用計画の策定に当たって必要となる計画策定過程について考察するものである。

③三船・蓑田 (1998) の研究は、東京都 23 区が被災した場合を想定して、当時の公園・緑地を利用した場合の応急仮設住宅の収容戸数能力を検討し、その内容と被害想定 (「東京における地震被害想定に関する研究」、(平成 3 年 9 月)) との比較を行うことで、被害想定に基づいた仮設住宅の必要戸数に対しての、現状での建設可能な仮設住宅の充足度を測ることを目的としている。また、東京 23 区における建設可能な仮設住宅の充足度の内容を踏まえ、東京の長期計画における目標値及び当時の都市公園法における公園の設置基準との比較を行うものである。

④佐藤・中林・翠川の研究は、首都直下型地震後の応急住宅に関連するデータを収集し、首都圏広域の住宅の応急住宅選定モデルの構築し、実際の応急住宅関連データと、アンケート調査より構築する応急住宅選定モデルを用いた、マイクロシミュレーションモデルを構築し、演算試行を行うものである。

1-6 用語の定義

(1) 暫定的土地利用

本研究における「暫定的土地利用」とは、応急仮設住宅などある一定期間で解体・撤去を前提に復旧・復興活動を目的として一時的に土地を占有することである。本研究で対象とする暫定的土地利用の内容は表 1-2 に示す通りとする。なお、災害廃棄物仮置場（一次・二次）については三重県の市町が現在計画を策定中であり、候補地が確定していないため、本研究においては対象外とする。なお、面積が小さいものや土地の占有期間が短く使用した記録がない土地利用（一次避難所）に関しては研究対象外とする。

(2) 震災復興初期

本研究における「震災復興初期」とは、震災の発災後から 3 年後までの期間を指す。（表 1-2）

(3) 応急対策期・復旧対策期・復興対策期

本研究において震災復興初期はさらに「応急対策期」、「復旧対策期」、「復興対策期」の 3 つの時期に区分し、「応急対策期」は発災から 1 週間、「復旧対策期」は発災 1 週間後から 2 ヶ月、「復興対策期」は発災 2 ヶ月後から 3 年後と定義する。^{※1}（表 1-2）

表 1-2 本研究における時期区分と暫定的土地利用の内容

時期区分		暫定的土地利用
I. 震災復興初期 (発災後～3年後)	(A) 応急対策期(発災後～1週間後)	・活動拠点(自衛隊・警察・消防) 等
	(B) 復旧対策期(発災後～2ヶ月後)	・活動拠点(自衛隊・警察・消防) ・災害廃棄物一次仮置場 等 → ※研究対象外
	(C) 復興対策期(発災2ヶ月後～3年後)	・災害廃棄物二次仮置場 → ※研究対象外 ・仮設住宅建設地 等
II. 震災復興中期(3年後～5年後) ※研究対象外		
III. 震災復興後期(5年後～10年後) ※研究対象外		

※1：三重大学 自然災害対策室、三重県復旧・復興マニュアル（仮称）策定に向けた調査結果（2012.3）、p. 1-10

	復旧対策期（発災後～2ヶ月後）		復興対策期（2ヶ月後～3年後）
	応急対策期 （発災後～1週間後）		
活動拠点 （自衛隊・警察・消防）	発災後～3ヶ月 ^{注1}		
災害廃棄物一次置場			発災～2年半後 ^{注2}
災害廃棄物二次置場			発災4ヶ月後～3年後 ^{注2}
応急仮設住宅建設地		用地選定・発注等	発災2ヶ月後～3年以上 ^{注3}

図 1-2 暫定的土地利用の必要期間

注 1：岩手県遠野市：『3.11 東日本大震災 遠野市後方支援活動検証記録誌』、pp. 196-207、2013. 9

注 2：岩手県：岩手県災害廃棄物処理詳細計画（第二次（平成 25 年度）改訂版）、p. 37、2013. 5

注 3：岩手県県土整備部建築住宅課：東日本大震災津波対応の活動記録－岩手県における被災者の住宅確保等のための 5 ヶ月間の取組み、2011. 11. 30

（4）活動拠点（自衛隊・警察・消防）

本研究における「活動拠点（自衛隊・警察・消防）」とは、「緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊（筆者注：以下、それぞれ「消防」、「警察」、「自衛隊」と略す。）の各応援部隊が、救助・救急・消火活動を行うため、被災地域内の大規模空き地に車両や資機材等を留め置き、宿営するための拠点^{※2}」をいう。（詳しくは後述）

※2：事務連絡「南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な災害応急対策に関する計画に係る「航空搬送拠点」、「活動拠点候補地」及び「広域物資輸送拠点」の選定について（照会）」（内閣府政策統括官（防災担当）・参事官（災害緊急対処担当）、2014. 7. 31）、別紙③「活動拠点候補地選定にあたっての考え方」より引用

第2章 震災復興初期の土地利用のニーズ（用途・立地・面積）の集計

- 2-1 東日本大震災における暫定的土地利用の実態
- 2-2 暫定的土地利用候補地の選定基準
 - 2-2-1 活動拠点候補地（自衛隊・警察・消防）
 - 2-2-2 仮設住宅建設候補地
- 2-3 岩手県山田町における復興調査
 - 2-3-1 山田町の現状
 - 2-3-2 山田町役場におけるヒアリング調査
 - 2-3-3 山田町社会福祉協議会に対するヒアリング調査
 - 2-3-4 山田地区における現地調査
 - 2-3-5 山田町の仮設住宅団地における現地調査
 - 2-3-6 船越公園における現地調査

第2章 震災復興初期の土地利用のニーズ（用途・立地・面積）の集計

第2章では、東日本大震災後に公表された、既往のガイドラインや研究をレビューするとともに、東日本大震災の被災地である岩手県山田町等における現地調査、ヒアリング調査を通して、時期区分（応急対策期、復旧対策期、復興対策期）ごとにおける暫定的土地利用のニーズ、必要条件などの実態を調査する。

2-1 東日本大震災における暫定的土地利用の実態

主に被害の甚大であった東北地方の岩手県・宮城県を中心として文献調査をもとに暫定的土地利用の実態を（1）活動拠点、（2）災害廃棄物仮置場、（3）仮設住宅建設地それぞれにおいてレビューする。

（1）活動拠点（自衛隊・警察・消防）

東日本大震災後の活動拠点（自衛隊・警察・消防）等の暫定的土地利用の状況を調査したのものには、（一社）日本公園緑地協会の「大都市都市公園機能実態共同調査（以下、「共同調査」と略す。）」がある。

平成23年度の調査報告では、速報として公園緑地等の津波被害と仙台市内の震災に係わる公園利用を中心に報告されており、平成24年度の調査では、平成23年度の現地調査結果を補うため、被災地域の自治体担当者等へのアンケート・ヒアリングにより、東日本大震災で受けた公園緑地等の被害状況や、避難や救援活動などの利用状況及び復旧や再整備に係る諸課題を総括している。

共同調査における東日本大震災に関する調査結果を報告した小林・恵谷（2012）の調査研究では、被害の大きかった青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の 6 県 56 市町村（回答 31 団体）を対象にアンケート調査により、震災時の公園緑地等（都市公園、農村公園、港湾緑地等の公共オープンスペース）の利用状況を整理している。（表 2-1）

なお、東日本大震災後の公園緑地等の利用状況については、①発災直後の緊急段階（発災後おおむね 3 日程度の間）の一時的な避難場所等としての利用、②発災直後から応急・復旧段階（発災～数週間程度）の救援活動用地としての利用、③応急・復旧段階（発災後 3 日～数週間程度）の復旧・復興活動用地としての利用の 3 つに分けて調査を行っている。

アンケート調査によって明らかになった①、②、③それぞれの時期における公園緑地等の利用状況は以下の通りである。

表 2-1 小林・恵谷（2012）の調査対象市町村

県	市町村	配布数	回収数	回収率
青森県 (3)	八戸市、おいらせ町、三沢市	3	3	100%
岩手県 (12)	洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市	12	8	67%
宮城県 (17)	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、大崎市、登米市	17	5	29%
福島県 (9)	新地町、相馬市、広野町、いわき市、福島市、郡山市、須賀川市、白河市、国見町	9	3	33%
茨城県 (11)	北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、東海村、那珂市、ひたちなか市、水戸市、鹿嶋市、潮来市、神栖市	11	8	73%
千葉県 (4)	銚子市、旭市、山武市、浦安市	4	4	100%
	計	56	31	55%

（出典：小林恭子・恵谷真、「東日本大震災における被災状況調査結果に基づく防災機能に資する公園緑地等のあり方」における調査研究（2012）、平成 24 年度公園緑地研究所調査研究報告 pp. 49-60）

① 発災直後の緊急段階の利用

発災後おおむね 3 日間程度の期間に、公園緑地等が避難場所[※]等として使われた状況を把握していると回答した団体は、有効回答 29 団体中 8 団体であり、22 箇所の公園緑地で利用が確認されている。（※一時的・緊急的な避難場所や避難経路等とし、数日間以上を過ごす避難所としての利用は除く。）

利用状況を把握している団体が少ない理由として、本調査報告では、「実際に利用が無かっただけでなく、寒冷地、積雪地である東北地方では、もともと災害時の避難計画では公園よりも学校等の建物を持つ公共施設が避難所として指定されていること、地震発生が冬季の日没近くだったこと等から、一時的に公園等に集まった人もすぐに建物のある場所へ移動し、利用状況が掴みにくくなったこともこの回答数に影響している」と考察している。

② 発災直後から応急・復旧段階の利用

発災直後から数週間程度の期間に、公園緑地等が救援活動等用地として使われた状況については、6 割以上の団体から「記録・調査等により把握できている」「断片的には把握できている」との回答であった。

有効に働いた施設事例として、運動公園や総合公園など規模の大きな公園が挙げられた。救援活動等を図 1 の通り、4 つに分類すると、給水所や仮設トイレなど生活支援の場としての利用がもっとも多かった。

③ 応急・復旧段階の利用

発災後 3 日～数週間程度の期間に、公園緑地等が復旧・復興活動等用地として使われた状況について、約 7 割以上の自治体が「記録・調査等により把握できている」「断片的には把握できている」との回答があった。復旧・復興活動等用地として使われた公園緑地の数を見ると、応急仮設住宅用地が 30 箇所でもっとも多く、次いで震災ゴミガレキ、津波被災車両等の置き場が 12 箇所、資材置場や関連車両置場が 3 箇所などとなっている。

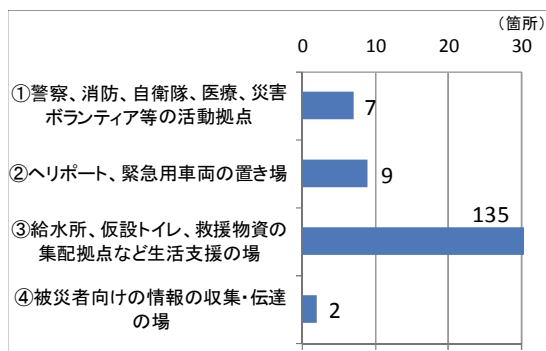


図 2-1 救援活動等用地として使われた公園緑地数

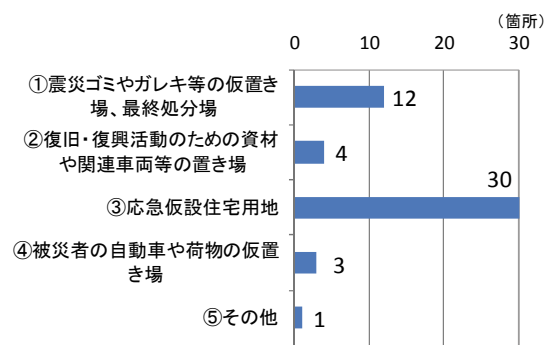


図 2-2 復旧・復興活動等用地として使われた公園緑地数

(出典：小林恭子・恵谷真、「東日本大震災における被災状況調査結果に基づく防災機能に資する公園緑地等のあり方」における調査研究 (2012)、平成 24 年度公園緑地研究所調査研究報告 pp. 49-60)

(2) 災害廃棄物仮置場

災害廃棄物仮置場の設置状況が報告されたものとして、岩手県災害廃棄物処理詳細計画（第二次改訂版）（2013.5）及び「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（2013.4）があり、この中で一次仮置場と二次仮置場の選定状況等がまとめられている。

①岩手県

岩手県災害廃棄物処理詳細計画（第二次改訂版）（2013.5）において報告されている岩手県の一次仮置場と二次仮置場の選定状況を取りまとめると表 2-2、2-3 に示す通りである。

一次仮置場は、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、搬出が完了している箇所や土地所有者へ返還された箇所もあり、平成 25 年 3 月 31 日時点で使用中の場所は計 45 ヶ所である。本計画においては一次仮置場の選定基準は特に示されていないが、選定されているのは、遊休地、公園、グラウンド、駐車場等の公有地、塩類が溶出しても問題ない場所（沿岸部など）等である。

二次仮置場は計 9 ヶ所である。一次仮置場は市町村ごとに 1 ヶ所以上選定されているのに対して、二次仮置場は、必要とされる機能や広い面積等の理由により、設置していない町村（洋野町・久慈町・田野畑村・岩泉町）もある。二次仮置場の選定上の留意点は、以下の通りである。

- (1) 選別施設ライン数に応じた設置スペース
- (2) 廃棄物ストックのための十分な面積
- (3) 一次仮置場からのアクセス
- (4) 海上輸送の活用
- (5) 住宅地から離れた立地条件

表 2-2 岩手県における一次仮置場の選定状況

市町村名	名称 (面積 : m ²)	
一次仮置場		
洋野町	八木北港 (31,228)	
久慈市	平沢仮置場第1ヤード	(25,000)
	平沢仮置場第2ヤード	
	諏訪下仮置場 (4,000)	半崎仮置場 (10,000) 枝成沢仮置場 (46,000)
野田村	米田:一次+二次仮置場 (20,243)	
	新山グラウンド (10,766)	十府ヶ浦 (17,232)
	明内川水門前 (1,161)	村営住宅跡地 (6,084)
	土内一次保管ヤード (2,500)	前浜地区 (12,665)
普代村	堀内仮置場 (10,310)	
田野畑村	浜岩泉 (25,425)	南浜地区 (5,839)
岩泉村	小本港 (16,500)	
宮古市	田老野球場 (31,000)	
山田町	船越公園:一次+二次仮置場 (220,000)	
大槌町	吉里吉里フィッシャリーナ(土砂、コンクリート) (7,530)	
	吉里吉里フィッシャリーナ(金属) (1,940)	田畑 (34,553)
	海づくり記念公園道路向かい (3,836)	雁舞道児童公園 (8,410)
	岩手県水産技術センター (9,743)	海づくり記念公園 (18,756)
	B&G大槌海洋センター (13,889)	生鮮市場跡地 (4,236)
	松村建設採石場他 (12,662)	タイコウ (8,140)
	大槌浄化センター汚泥棟裏 (4,344)	空地 (4,335)
(株)伊藤商店食品工場等跡地 (6,800)		
釜石市	鵜住居小学校 (14,000)	本郷グラウンド (14,000)
	釜石東中学校グラウンド (15,000)	水海グラウンド (10,000)
	唐丹片岸グラウンド (12,000)	テレトラック (9,598)
	水海仮置場 (8,095)	
陸前高田市	曲松 (100,000)	的場 (160,000)
	森の前 (140,000)	小友浦 (240,000)

(岩手県災害廃棄物処理詳細計画 (第二次改訂版) (岩手県、2013) を基に作成)

表 2-3 岩手県における二次仮置場の選定状況

二次仮置場		
気仙沼 ブロック	気仙沼市	小泉地区 (395,000)
		階上地区 (204,000)
		片浜地区津波堆積物ヤード* (—)
	南三陸町	南三陸町戸倉字新中芝外 地内 (240,000)
石巻 ブロック	石巻市	石巻市雲雀野(石巻港) (680,000)
	東松島市	
	女川町	
宮城東部 ブロック	仙台市	旧東北スチール用地 (188,000)
	仙台市	高砂埠頭 (27,000)
	利府町	グランディ21 (40,000)
	仙台市	JV準備用地 (32,000)
亶理名取 ブロック	名取市	東須賀 漁港 (60,000)
	岩沼市	下野郷(県南浄化 C 南) (100,000)
	亶理町	吉田地区内 保安林 (90,000)
	山元町	高瀬字浜砂 保安林 (70,000)

(岩手県災害廃棄物処理詳細計画 (第二次改訂版) (岩手県、2013) を基に作成)

②宮城県

「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（2013.4）において報告されている宮城県の一次仮置場と二次仮置場の選定状況を取りまとめると表 2-4、2-5 に示す通りである。

宮城県では、膨大な量の災害廃棄物の処理を効率的に進めるため、県に処理を委託している 12 市町を 4 つのブロック（気仙沼ブロック・石巻ブロック・宮城東部ブロック・亶理名取ブロック）に分け、一次仮置場を市町内に数ヶ所、二次仮置場を 1 つのブロックごとに一ヶ所または数ヶ所設置した。

一次仮置場は計 83 ヶ所、二次仮置場は計 13 ヶ所である。本計画においては仮置場の選定基準は特に示されていないが、選定されているのは、岩手県とほぼ同様に遊休地、公園、グラウンド、駐車場、国有林等の公有地、塩類が溶出しても問題ない場所（沿岸部など）等である。

表 2-4 宮城県における一次仮置場の選定状況

地域ブロック	市町村名	名称 (面積 : m ²)		
一次仮置場				
気仙沼ブロック	気仙沼市	気仙沼市大峠山 (10,000)	気仙沼市唐桑町小鯖 (9,000)	
		気仙沼市潮見町 (7,800)	気仙沼市波路上内沼 (60,000)	
		気仙沼市朝日町 (24,000)	気仙沼市唐桑町只越 (8,000)	
	南三陸町	南三陸町志津川字御前下 (11,200)	南三陸町志津川字旭ヶ浦 (30,000)	
		南三陸町志津川字汐見町 (15,000)	南三陸町戸倉字戸倉 (30,000)	
		南三陸町歌津字町向 (27,000)		
石巻ブロック	石巻市	南境(総合運動公園) (150,000)	桃生新小塚 (15,000)	
		南浜埠頭 (130,000)	桃生西峰 (7,000)	
		雲省野埠頭 (171,000)	衛生センター跡地 (7,000)	
		雲省野公園 (14,000)	水辺センター (7,000)	
		不動沢 (30,000)	十三浜 (40,000)	
		御所入 (30,000)	海洋センター前広場 (10,000)	
		川口町 (60,000)	町営グラウンド (10,000)	
		魚町西公園 (20,000)	山鳥駐車場 (12,000)	
		長浜地区 (16,000)	表浜港湾用地 (11,000)	
		私立女子商業高校 (11,000)	宮城県水産公社敷地 (8,000)	
	旧龍ノ口処分場跡地 (10,000)	清崎 (11,000)		
	東松島市	東部運動公園 (64,000)	奥松島運動公園 (210,000)	
		大曲字南浜地内県有地 (170,000)	大塩字引沢 (200,000)	
		大曲字下台 (44,000)	大塩字旗沢 (30,000)	
	女川町	石浜字崎山 県漁港 (3,000)	女川浜字伊勢 私有地 (18,000)	
		石浜字高森 工業用地 (8,000)	清水町 (30,000)	
		小乗浜字小乗 県漁港 (3,000)		
	宮城東部ブロック	塩竈市	利府町赤沼 中倉埋立処分場 (20,000)	塩竈市字越の浦 漁港背後地 (10,000)
			塩竈市新浜町 新浜町公園 (8,000)	
		多賀城市	多賀城市南宮 インターチェンジ予定地 (20,000)	多賀城市浮島 中央公園 (17,000)
多賀城市宮内 自動車学校跡地 (10,000)				
七ヶ浜町		七ヶ浜町花洲 東北電力灰捨て場 (42,000)	七ヶ浜町 表浜 (100)	
		七ヶ浜町汐見台 空地 (2,000)		
亶理名取ブロック	名取市	東須賀 漁港 (90,000)	小塚原 小塚原共有地 (90,000)	
		関上 関上海岸 (10,000)		
	岩沼市	下野郷中坪 (70,000)	相の釜 (30,000)	
	亶理町	荒浜字築港通 (60,000)	吉田地区内 保安林 (70,000)	
	山元町	山寺字白川 保安林 (180,000)	坂元字後藤淵 保安林 (40,000)	
		坂元字笠野 保安林 (40,000)	坂元字南谷地 保安林 (20,000)	

(宮城県災害廃棄物処理実行計画 (最終版) (宮城県、2013) を基に作成)

表 2-5 宮城県における二次仮置場の選定状況

二次仮置場		
気仙沼 ブロック	気仙沼市	小泉地区 (395,000)
		階上地区 (204,000)
		片浜地区津波堆積物ヤード (—)
	南三陸町	南三陸町戸倉字新中芝外 地内 (240,000)
石巻 ブロック	石巻市	石巻市雲雀野(石巻港) (680,000)
	東松島市	
	女川町	
宮城東部 ブロック	仙台市	旧東北スチール用地 (188,000)
	仙台市	高砂埠頭 (27,000)
	利府町	グランディ21 (40,000)
	仙台市	JV準備用地 (32,000)
亶理名取 ブロック	名取市	東須賀 漁港 (60,000)
	岩沼市	下野郷(県南浄化 C 南) (100,000)
	亶理町	吉田地区内 保安林 (90,000)
	山元町	高瀬字浜砂 保安林 (70,000)

(宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)(宮城県、2013)を基に作成)

(3) 応急仮設住宅建設地

応急仮設住宅建設地は岩手県で計 319 地区（13984 戸）、宮城県で 406 地区（22,095 戸）である。

表 2-6 岩手県・宮城県における応急仮設住宅の建設状況（平成 24 年 9 月 3 日現在）

市町村	地区数	戸数(戸)	市町村	地区数	戸数(戸)
陸前高田市	53	2,168	仙台市	19	1,523
釜石市	50	3,164	石巻市	131	7,297
大船渡市	39	1,811	塩釜市	7	206
宮古市	62	2,010	気仙沼市	93	3,504
久慈市	2	15	名取市	8	910
遠野市	1	40	多賀城市	6	373
大槌町	48	2,146	岩沼市	3	384
山田町	49	1,990	東松島市	25	1,753
岩泉町	3	143	亶理郡亶理町	5	1,126
洋野町	1	5	亶理郡山元町	11	1,030
田野畑村	3	186	宮城郡七ヶ浜町	7	421
野田村	5	213	牡鹿郡女川町	30	1,294
住田町	3	93	黒川郡大郷町	1	15
計	319	13,984	遠田郡美里町	2	64
			本吉郡南三陸町	58	2,195
			計	406	22,095

（広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドラインについて（国土交通省中部地方整備局、2013. 2）を基に作成）

2-2 暫定的土地利用候補地の選定基準

既往のガイドライン等で示されている暫定的土地利用候補地が有すべき必要条件を（1）活動拠点候補地及び、（2）仮設住宅建設候補地それぞれにおいてレビューする。

2-2-1 活動拠点候補地（自衛隊・警察・消防）

活動拠点候補地の必要条件は「応急仮設住宅ガイドライン研究会」において4市からの情報提供により、内閣府が都道府県防災担当部局に平成26年7月31日付で送信した事務連絡「南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な災害応急対策に関する計画に係る「航空搬送拠点」、「活動拠点候補地」及び「広域物資輸送拠点」の選定について（照会）」（内閣府政策統括官（防災担当）・参事官（災害緊急対処担当）の別紙③「活動拠点候補地選定にあたっての考え方」（以下、内閣府事務連絡（2014.7.31）と略す。）に示されていることがわかった。実際に4市も内閣府事務連絡（2014.7.31）に基づいて活動拠点候補地を選定していることから、これらの必要条件は現在最も具体的で信頼性のあるものであると考えられる。

以下に内閣府事務連絡（2014.7.31）の内容を示す。

（1）活動拠点の定義

緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊（筆者注：以下、それぞれ「消防」、「警察」、「自衛隊」と略す。）の各応援部隊が、救助・救急・消火活動を行うため、被災地域内の大規模空き地に車両や資機材等を留め置き、宿営するための拠点^{【注】}をいう。

（2）活動拠点の条件

活動拠点の条件は以下のように示されている。

①緊急消防援助隊の活動拠点（活動規模：消防車両25台、100人）

- (a) 駐車場となる面積：2,000 m²以上
- (b) 野外宿泊に必要な面積：1,000 m²以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積620 m²以上）が隣接している場合は必要ない）
- (c) 拠点確保数：概ね1市町村1箇所程度、少なくとも1消防本部1箇所以上
- (d) 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

②警察災害派遣隊の活動拠点（活動規模：車両約30台、約100人）

- (a) 大型車両の出入りが容易な駐車場の敷地面積：1500 m²以上
- (b) 拠点確保数：概ね1市町村1箇所程度、少なくとも警察署管内ごとに1箇所程度
- (c) 避難所、遺体安置所等と重複しない場所
- (d) 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

③自衛隊災害派遣部隊の活動拠点（活動規模：1個連隊約400人）

- (a) 部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積15,000m²以上
- (b) 拠点確保数：概ね1市町村1箇所程度、駐屯地が所在する市町村は確保不要
- (c) 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

(3) 留意事項

- ・ 本調査の対象地域の範囲は、南海トラフ地震の場合は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」、首都直下地震の場合は、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている市区町村とする。
- ・ 活動拠点候補地の選定にあたっては、選定しようとする施設が避難所等となっている場合は、当該避難所等のための面積は、活動拠点の選定のための面積には含めないこと。

(4) まとめ

①面積

活動拠点の面積に関しては自衛隊が15,000m²以上と最も広い面積が必要であり、都市公園としては近隣公園以上が求められる。消防・警察はそれぞれ3,000m²以上、1,500m²以上であり、都市公園としては街区公園1箇所分を確保すれば充足すると考えられる。

②拠点確保数

活動拠点の拠点確保数は、いずれも市町村毎に1箇所確保すれば良く、東日本大震災において仮設住宅が市町村毎に多数設置されたのに比べ、候補地を確保することは容易であると考えられる。

③アクセス

いずれの活動拠点も「幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい」とされている。内閣府事務連絡(2014.7.31)には記載されていないが、災害時は瓦礫により道路が封鎖されることから、啓開が優先的に行われる緊急輸送道路に接していることも「災害時に容易に到達可能である」ということに必要であると考えられる。

2-2-2 仮設住宅建設候補地

仮設住宅建設候補地の必要条件是、国土交通省が作成・公表した「応急仮設住宅建設必携（中間とりまとめ）（2012.5）」の「2.2.1 建設候補地の事前調査・リスト化」という項において候補用地選定のためのチェックリスト（必要条件）を作成することが記述されている。応急仮設住宅建設必携（中間とりまとめ）におけるチェックリストで整理する項目案は表 2-7 の通りである。

チェックリストで整理すべき主な項目としては、「1 基本情報」、「2 周辺環境の状況」、「3 敷地の状況」の 3 つが挙げられる。

「1 基本情報」では敷地面積や想定建設戸数、土地の所有者・管理者及びその了解の有無等について、「2 周辺環境の状況」では 2 次災害の危険性（浸水、土砂災害等）、取り付け道路の幅員（工事車両のアクセス可能性）、周辺の既存の生活利便施設の有無等について、「3 敷地の状況」ではライフライン（電気、ガス、上下水道（井水の利用可能性）、浄化槽設置の可否、消防水利（消火栓や防火水槽、代替機能）等）の整備状況、造成工事の必要性等についてそれぞれ整理する。これらの項目を整理して建設候補地毎に現地調査を行い、チェックリストを作成して地域毎に優先順位をつけてリスト化することとされている。

本チェックリストは、「応急仮設住宅ガイドライン研究会」において 4 市からの情報提供により、実際に仮設住宅建設候補地を選定する際に利用されていることがわかった。従って、これらの必要条件是現在最も具体的で信頼性のあるものであると考えられる。

表 2-7 仮設住宅建設候補地選定のためのチェックリスト

①基本情報	
共通事項	市町村名
	地名地番
	候補地名等
	敷地面積(m ²)
	有効敷地面積(m ²)
	想定建設戸数(戸)
	想定利用者数(人)
	配置計画図の有無
	土地所有者(管理者)
	(民有地)契約の有無等 (農地)転用手続きの有無 必要な施設
②周辺環境の状況	
安全性	災害での被害想定区域
	資材搬入等経路(道路の幅員m)
	土砂災害警戒区域の指定
	急傾斜崩壊危険区域の指定
	崖地の有無 危険物の有無
住環境	悪臭、振動、騒音
	日当たり 夜間の敷地までの経路
利便性	駅・バス停、徒歩での所用時間
	電車・バス
	医療施設
	商店街・スーパーマーケット 公民館、郵便局、学校 など
③敷地の状況	
敷地造成等	地盤の状況
	木杭で対応できる地盤か
	敷地の地盤強度
	敷地境界
	敷地の高低差
	敷地の排水状況 積雪への対応
ライフライン	上水道
	下水道(浄化槽放流先)
	ガス・LPG
	電気のための電柱 消防水利
電話・テレビ	電話のための電柱、ケーブルテレビ
	テレビ:一般放送の受信状況
	テレビ:衛星放送の受信状況 難視聴地域

(出典:国土交通省住宅局住宅生産課、応急仮設住宅建設必携(中間とりまとめ)(2012.5) pp.19-20)

2-3 岩手県山田町における復興調査

東日本大震災からの復興事例として主に岩手県山田町を取り上げ、文献資料調査や現地調査、ヒアリング調査等から岩手県における震災復興初期における暫定的土地利用を調査・分析する。

2-3-1 山田町の現状

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により津波被害を受けた岩手県下閉伊郡山田町において現地調査を行った。(図 4-2-1-1) 山田町には津波被害を受けなかった豊間根地区、津波被害を受けた大沢地区、柳沢・北浜地区、山田地区、織笠地区、船越地区、田の浜地区、大浦・小谷鳥地区がある。



図 2-3 岩手県山田町

(1) 仮設住宅の設置状況

全仮設住宅が完成してから4年以上が経過し、災害公営住宅や高台への集団移転等住宅再建が本格化している現在での山田町の仮設住宅の設置状況を以下に示す。(表2-8) 山田町における仮設住宅団地は計46団地で供給戸数は計1,906戸、空き住戸数は401戸で平均入居率は約79%である。

団地の集約・撤去の計画については今年度中に着手する予定であるが、まだ全く目処は立てることが出来ていないようであった。

表2-8 仮設住宅の集約・撤去の進捗状況(平成27年10月31日現在)

市町村	設置場所	団地等名	完成年月日	建設戸数(A)	解体戸数(B)	供給戸数(A-B)	談話室	集会所	入居戸数	入居者数	空き住戸	入居率
山田町	豊間根地区民有地	山田町豊間根仮設団地	H23.5.31	50	0	50		1	24	50	26	48.0%
山田町	豊間根地区45号線隣接民有地	山田町豊間根第2仮設団地	H23.8.10	55	0	55	1		38	72	17	69.1%
山田町	浜川目地区民有地	山田町大沢仮設団地	H23.7.20	128	0	128		1	77	191	51	60.2%
山田町	山谷コミュニティセンター南側民有地	山田町大沢第3仮設団地	H23.6.14	52	0	52	1		46	110	6	88.5%
山田町	大沢地区民有地	山田町大沢第4仮設団地	H23.7.20	24	0	24			19	44	5	79.2%
山田町	山田町立大沢小学校グラウンド	山田町大沢第2仮設団地	H23.5.30	31	0	31	1		23	60	8	74.2%
山田町	関谷地区民有地	山田町山田仮設団地	H23.8.10	80	0	80	1		65	117	15	81.3%
山田町	下水処理場予定地	山田町山田第4仮設団地	H23.7.9	132	44	88		1	63	140	25	71.6%
山田町	関口農業担い手センター	山田町山田第2仮設団地	H23.6.2	36	0	36			20	45	16	55.6%
山田町	山田北地区東側民有地	山田町山田第5仮設団地	H23.7.5	20	0	20	1		12	33	8	60.0%
山田町	山田北地区関口川近接民有地	山田町山田第6仮設団地	H23.7.12	56	0	56	1		38	81	18	67.9%
山田町	県立山田病院隣接民有地	山田町山田第3仮設団地	H23.6.15	35	0	35	1		25	39	10	71.4%
山田町	山田町立町民グラウンド	山田町織笠仮設団地	H23.5.6	174	0	174	1		158	382	16	90.8%
山田町	長崎地区民有地	山田町長崎仮設団地	H23.5.21	26	0	26	1		23	58	3	88.5%
山田町	長崎2丁目民有地	山田町長崎第2仮設団地	H23.6.13	10	0	10			10	21	0	100.0%
山田町	町民農園	山田町飯岡第4仮設団地	H23.6.25	26	0	26	1		21	54	5	80.8%
山田町	旧長野団地跡地	山田町飯岡第2仮設団地	H23.6.15	36	0	36	1		34	71	2	94.4%
山田町	山田町立山田南小学校グラウンド	山田町飯岡仮設団地	H23.6.6	35	0	35	1		26	69	9	74.3%
山田町	旧長崎団地	山田町飯岡第3仮設団地	H23.7.6	29	0	29	1		28	50	1	96.6%
山田町	赤松団地隣接民有地	山田町飯岡第6仮設団地	H23.7.22	24	0	24			23	50	1	95.8%
山田町	織笠地区希望が丘団地付近民有地	山田町織笠第7仮設団地	H23.7.29	72	0	72	1		70	155	2	97.2%
山田町	山田町立織笠小学校グラウンド	山田町織笠第2仮設団地	H23.6.1	22	0	22	1		19	46	3	86.4%
山田町	猿神農業担い手センター隣接民有地	山田町織笠第3仮設団地	H23.7.4	87	0	87			69	174	18	79.3%
山田町	猿神バス停付近民有地	山田町織笠第5仮設団地	H23.7.8	14	0	14			13	22	1	92.9%
山田町	船越多目的広場	山田町船越仮設団地	H23.5.10	46	0	46	1		37	81	9	80.4%
山田町	青少年の家前林間駐車場	山田町船越第3仮設団地	H23.6.4	28	0	28	1		25	52	3	89.3%
山田町	浦の浜地区民有地	山田町船越第8仮設団地	H23.7.20	108	0	108		1	95	189	13	88.0%
山田町	大浦地区民有地	山田町船越第2仮設団地	H23.5.21	48	0	48	1		37	79	11	77.1%
山田町	大浦漁村センター	山田町大浦仮設団地	H23.6.18	20	0	20			17	36	3	85.0%
山田町	関口地区民有地	山田町山田第7仮設団地	H23.7.6	73	0	73	1		55	109	18	75.3%
山田町	県北バス停北浜口近接民有地	山田町山田第8仮設団地	H23.7.12	20	0	20	1		20	41	0	100.0%
山田町	わんぱく公園	山田町長崎第3仮設団地	H23.7.12	10	0	10			10	13	0	100.0%
山田町	ちびっこ公園	山田町長崎第4仮設団地	H23.7.12	16	0	16			16	23	0	100.0%
山田町	県立山田高等学校隣接民有地	山田町織笠第6仮設団地	H23.7.14	27	0	27			19	41	8	70.4%
山田町	猿神農業担い手センター隣接民有地南側	山田町織笠第4仮設団地	H23.7.8	54	0	54		1	38	88	16	70.4%
山田町	旧平安荘跡地	山田町船越第4仮設団地	H23.7.4	44	0	44	1		37	79	7	84.1%
山田町	タブの木荘跡地	山田町船越第6仮設団地	H23.6.13	50	0	50	1		37	82	13	74.0%
山田町	船越家族旅行村芝生広場	山田町船越第5仮設団地	H23.6.20	30	0	30	1		24	48	6	80.0%
山田町	大浦地区西側民有地	山田町船越第7仮設団地	H23.7.20	10	0	10			9	17	1	90.0%
山田町	豊間根地区東側民有地	山田町豊間根第5仮設団地	H23.8.11	18	0	18			15	26	3	83.3%
山田町	農村婦人の家グラウンド	山田町豊間根第4仮設団地	H23.8.10	20	0	20			9	18	11	45.0%
山田町	豊間根地区南側民有地	山田町豊間根第6仮設団地	H23.8.11	6	0	6			6	13	0	100.0%
山田町	平安荘庭	山田町山田第10仮設団地	H23.8.10	21	0	21			14	26	7	66.7%
山田町	町立関口児童館	山田町山田第11仮設団地	H23.8.10	12	0	12			11	23	1	91.7%
山田町	希望が丘団地北側民有地	山田町織笠第8仮設団地	H23.8.10	24	0	24			19	43	5	79.2%
山田町	やまびこ公園	山田町船越第10仮設団地	H23.8.10	11	0	11			11	22	0	100.0%
山田町	はまなす学園(社会福祉法人親和会)	山田町豊間根第3仮設団地	H23.7.9	20	20	0			0	0	0	0.0%
山田町	ケアホーム希望(社会福祉法人親和会)	山田町山田第9仮設団地	H23.7.26	10	10	0			0	0	0	0.0%
山田町	小規模多機能センター(社会福祉法人親和会)	山田町船越第9仮設団地	H23.7.26	10	10	0			0	0	0	0.0%
山田町	計			1,990	84	1,906	23	5	1,505	3,283	401	79.0%

(山田町復興推進課からの提供資料)

2-3-2 山田町役場におけるヒアリング調査

山田町役場におけるヒアリング調査

(1) 概要

調査日時 : 2015年11月17日(火) 9:00~10:30

調査場所 : 山田町役場

対象者 : 野村繁幸氏(山田町復興推進課主任)、
菅井大介氏(山田町総務課危機管理係係長)、
中屋佳信氏(山田町町民課課長)

参加者 : 井上翔太、高田直紀、佐藤明彦、浅野聡

記録 : 井上翔太、高田直紀、佐藤明彦



写真 2-1 山田町役場におけるヒアリング調査の様子



写真 2-2 山田町役場庁舎

(2) ヒアリング調査の内容

①震災復興期の暫定的土地利用に関して

Q1：自衛隊、警察、消防によって救援活動に利用された用地はどこか

A1：山田町民総合運動公園、旧山田病院などがあげられる。山田町民総合運動公園は自衛隊が使用した。警察及び消防部隊の拠点は山田町内にはなく、山田町での災害時には宮古市から警察及び消防が派遣されていた。そのため震災時でも警察及び消防部隊の拠点は宮古市に設置された。活動する日中のみ宮古市から派遣され、夜間は撤収していた。旧山田病院については、山田町内の交番や消防署が被災してしまったため、警察及び消防部隊の指揮所となっていた。その他の土地利用については、山田町が指定している活動拠点の中でいくつかの報告があるが、すべてを把握することはできていない。その中には自衛隊、警察、消防のヘリポートもいくつか設けられていた。

山田町民総合運動公園の総面積は 52,114 m² である。旧山田病院の面積は 6,535 m² である。

山田町民総合運動公園では駐車場を利用して陸上自衛隊の野営が行われていた。そのほかにも自衛隊の無線通信の交信基地局や緊急車両や公用車のガソリンの給油拠点にもなっていた。

自衛隊の撤退が平成 23 年 5 月末であったので、震災からおよそ 2 か月半の期間用地を利用していた。利用期間後の利用は特になく、平成 24 年に仮設病院が建てられるまで土地は空いていた。

用地が選定された理由としては岩手県が震災前に受援計画を策定する際に県内の市町村が被災した場合における拠点施設をあらかじめ把握しており、山田町が候補地を挙げたので、それを参照した結果、山田町民総合運動公園と旧山田病院のふたつが選定された。ただし、県の防災計画が策定される前に震災が起きてしまった。

Q2：災害廃棄物の二次仮置場として船越公園が利用されていたことが「岩手県災害廃棄物処理詳細計画第二次（平成 25 年度）改訂版」で報告されているが、災害廃棄物の一次仮置場として利用された用地はどこか

A1：二次仮置場と同様に一次仮置場も船越公園が利用された。山田地区が焼野原になってしまい住民が地区から避難していたので、住民が自力でがれきをどかすことはなく、建設会社が重機を用いてがれきを撤去していた。のちに業者に委託してから、一次仮置場と二次仮置場で廃棄物の分別をしてもらったが、あまりにも積みすぎて火災が発生してしまったこともあった。

船越公園の面積は 22ha であった。

用地の所有者は公園については町有地の場所と賃借料を毎年支払って個人から借りている場所があった。

用地の利用期間は平成 26 年 3 月末までであった。

用地が選定された理由は当時の担当者ではないので詳しいことはわからないが、がれきを運びこんでも問題ない場所で面積がある場所がそこしかなかった。運び込んでからは県に委託したので、それ以降のことは把握していない。再び津波が来る心配もあったが、その場所にせざるをえなかった。

(3) 山田町役場に対するヒアリング調査のまとめ

今回の山田町役場に対するヒアリング調査をまとめると以下の通りになる。(表 2-9)

今回のヒアリング調査から、山田町においても災害廃棄物仮置場は発災後から約 3 年後、活動拠点は発災後から約 3 ヶ月後に撤収することを確認することができた。

表 2-9 山田町役場に対するヒアリング調査のまとめ

①災害廃棄物仮置場（一次・二次）（町民課課長 中屋氏）		
質問事項	回答	備考
①名称	船越公園	一次・二次仮置場の両方が一つの公園内に設置された。
②敷地面積	22ha	—
③所有者	町有地及び民有地	以前から周辺の民有地を町が借り、公園として利用
④利用期間	平成 26 年 3 月末まで (約 3 年間)	現在は、建設資材や盛土のための土砂の仮置場として利用されている。
⑤選定理由	他に確保できる場所がなかったため	当時災害廃棄物の担当ではなかったため、第二波の津波が来たら収集した廃棄物が全て流されると思い、なぜこの場所を選んだのかと思っていた。
②自衛隊・警察・消防の活動拠点について（総務課危機管理係 菅井氏）		
質問事項	回答	備考
①名称	山田町民総合運動公園	駐車場を自衛隊が野営地として利用した。
②敷地面積	52,114 m ²	総面積
③所有者	町有地	—
④用地における活動内容	自衛隊の活動拠点	警察及び消防の拠点は宮古市に設置された。
⑤利用期間	平成 23 年 5 月末まで (約 2 ヶ月半)	自衛隊の撤収後、被災した岩手県立山田病院が仮設で建設された。(建設時期は把握できていない)
⑥選定理由	平成 22 年の岩手県からの通知に基づき、「活動拠点用地」の候補地に選定していたため。	岩手県からの通知では、特に選定基準は示されていない。
⑦重複利用について	水道が通っていないため、仮設住宅の建設地とはならなかった。	—

2-2-3 山田町社会福祉協議会に対するヒアリング調査

(1) ヒアリング調査の概要

調査日時：2015年11月16日（月）13:00～15:00

調査場所：山田町社会福祉協議会（岩手県立山田病院）

対象者：阿部寛之（山田町社会福祉協議会生活支援相談員係 係長）、

参加者：井上翔太、高田直紀、佐藤明彦、浅野聡

記録：井上翔太、高田直紀、佐藤明彦



写真 2-3 ヒアリングを行った山田町社会福祉協議会（旧山田病院の建物を利用している）



写真 2-4 阿部氏（山田町社会福祉協議会）に対するヒアリング調査の様子

(2) ヒアリングの内容

①仮設住宅について

Q1:現時点で仮設住宅の居住者に対してどのようなソフト面の支援が求められていると考えられるか。

A1: 1つ目は、仮設住宅に残される居住者への「寄り添い支援」である。寄り添い支援とは、仮設住宅を一軒一軒訪問して、困り事がないか等を個別に聞く訪問型の相談支援のことである。支援対象者 1600 人ほどに対して、相談員の総勢 30 人ほどが毎日仮設住宅に伺っている。最初は居住者の見守りがメインであったが、現在では個別の課題が多くなり、ケースワークをしないと対応できない。

2つ目は、アルコール依存者の見守りと自立支援である。巡回訪問していると、一つの仮設団地にアルコール依存者が一人はいることが分かる。そういう方は引きこもってしまうことが問題で、特に男性が多く、年齢層としては若い方から高齢の方まで幅広い。そういった方に対しては、保健士、精神保健福祉士等の資格を持った方がケアセンターをつくり、そちらと連携して情報交換しながら見守り支援を行う必要がある。

3つ目は、要介護状態の悪化防止支援である。仮設住宅の居住者は要介護状態に陥る方が多く、その悪化の防止をしていく支援が必要だと考えている。例えば、軽体操を行う等、介護予防のプログラムがあると良いと考える。また、住環境に関係するためか、認知症を発症する方も震災の前の年に比べると2倍以上に増えている。介護レベルは全部で7段階あるが、現在比較的低い段階の介護を受ける方のほとんどが認知症である。その防止策は介護・福祉事業との関係も踏まえて考えていくべきである。

4つ目は、自殺予防支援である。この支援も今後も求められてくることだと考えている。したがって、気づきと傾聴を重視し、なにか異変に気づいたら専門機関とその情報を共有・連携して支援を行う体制も必要にされていると考える。

5つ目は、コミュニティ支援である。コミュニティ支援はきっかけづくりを主として行っており、活動する方のサポートのみを行い、住民が主体的に活動できるようにしている。コミュニティ活動として、よくテーマになるのが「食」である。料理をみんなで作って食べるのがよくある。また、民謡が好きな方が多いため、民謡をされている方をお招きし、楽しんでもらいながらお話をする。また、隣3軒くらいが集まる「お茶っ子の会」というものもある。ただお茶を楽しんでもらうためではなく、そういった場を設けることで、周りの人が来て、外出の機会、孤立防止の目的もある。それらのきっかけからグループが生まれ、最終的にはそのようなグループが自分たちの地域で困っていることを解決していくことができれば本当の意味でのコミュニティワークになると考えているが、なかなかそこまでは至らない。仮設団地でも自治会が出来ているが、現在は逆に自治会が解散する動きもある。キーパーソン等の仮設住宅退去に伴って自治権の低下、コミュニティ維持ができないという課題がある。また、そういった人は、今まで仲裁等にも関係していたため近隣トラブルにもつながっていくと考えている。

6つ目は就職活動支援である。仕事は期限付きではあるが、ハローワーク等に行けば震

災以前よりも多い。しかし、期限付きであることやきっかけがないことで、仕事をするまで至らない方は多いと考える。また、仕事を引退して、仮設住宅での生活環境が3、4年続いて、精神的にダメージがある方などもいる。

Q2：仮設住宅から災害公営住宅などへの移行に際して、問題になっていることはあるか。

A2：問題というより、心配や課題等になるのだが、全体的に見て災害公営住宅の入居が停滞している。現在出来ている災害公営住宅は、山田町の中で2団地あり、72世帯と49世帯が入るものがある。入居が停滞している背景として、居住者の方へのヒアリングからまとめたものは4つが挙げられる。

1つ目は立地条件である。最初に完成したものは、幹線道路からも離れており、山田町の中心地から遠い豊間根地区にあるのだが、未だに入居率は6割ほどである。第二号棟は海に近く、震災で被災しており、当時床下三階ほどまで津波が来た。一階は住めないが、二、三階は現在入居者がおり、そこも入居率は100%ではない。近くにスーパー、銀行、病院があるのか、交通条件、また、自分が以前住んでいた地区に出来上がったものに住みたいという思いもある。

2つ目は、自立生活についてである。仮設住宅は基本無料であり、災害公営住宅などに移り住むことで生活費用が増える。したがって、生活を維持していくための財源の不安が出てくる。災害公営住宅は所得によって家賃が決まるのだが、それを踏まえても、食費、医療費、交通費まで負担して生活できるのかという不安を特に高齢の方が感じている。

3つ目に家族関係、新たなコミュニティ問題である。仮設住宅は狭く、大家族だと二部屋借りているような世帯もあるのだが、そういった人たちがまた同居して一つの住宅に入るとなると家族関係の問題等が出てくる。また、親族・親戚を差し置いて私たちが先に入れない、介護を受けているような方だとお世話を受けている身なのに自分が入るのに気後れするといった遠慮がある。また、自分はこうしたいのに子ども夫婦に反対されて悩む人等がある。

4つ目には補償問題である。入居の際に連帯保証人をつけられないといった問題である。家賃滞納等した場合の保証人がいないため身寄りのない人が災害公営住宅に入れられないことである。復興庁がこのことを緩和しようとしていると聞いている。

山田町は被災者に対して災害公営住宅の入居の希望を平成24年、25年にヒアリングしている。住民説明会をし、高台に自力再建するか公営住宅に移り住むかを聞いて、大体の数値を決めて建設している。だが、そういったものは日が経つにつれて変わるため、現在どれだけの方が希望しているかわからない。

災害公営住宅に関する問題としては4つある。

1つは、生活資金に関する問題である。自力再建している方は生活も安定し、稼ぎもある。しかし、災害公営住宅に入居される方は生活的資金が枯渇し、生活困窮者は増えていくと考えられる。仮設住宅において無料で住めるという生活が3,4年続いて、災害公営住宅

のように生活資金がかかる生活スタイルに戻れるのかという問題である。社会保障の制度で、生活困窮者自立支援法という、生活保護に至る前の支援をする制度があるが、それに当てはまる人が増えていくのではないかと考えている。また、入居率が100%ではない団地はそこに住む入居者の一人あたりの共益費の負担が増え、そういう負担は高齢の方に響いてしまい、生活困窮の問題につながってしまう。

2つ目は、新しいコミュニティづくりの問題である。地方の方は団地生活に慣れておらず、ルール、関係づくりに慣れていない。したがって、仮設住宅よりも孤立が進むと考えている。

災害公営住宅の入居者に社会福祉協議会が関わるのは、仮設住宅に居住していた際に生活支援をしていたつながりからであり、我々はその後も見守ってほしいという依頼を受けて支援をしている。原則として国の基金で、岩手県社会福祉協議会が主体となって各市町村の社会福祉協議会に事業委託として生活支援相談員派遣事業を行っている。その基金のうち90%以上は人件費である。ただこの支援をいつまで、どこまで関わるのか、その財源をいつまで国が出してくれるのかという問題もある。コミュニティづくりは居住者が主体となって行っていかなければならない問題だと考えている。先ほど説明した、最初にできた災害公営住宅の入居者は、その地域にいた住民との関係は上手くいっていない。災害公営住宅の入居者の方が壁を作っている感じがする。地域の住民の方々は歓迎しているが、災害公営住宅の入居者に遠慮があると感じる。

3つ目は集会施設の問題である。以前トラブルとなったのは、集会施設の光熱費の支払いで、全く参加していない方から何故共益費を負担しなければならないのかといった意見があった。現在は社会福祉協議会が共益費を出し、参加費をもらうことでそういった方の負担を減らしている。また、集会施設は座布団、机、湯呑等の備品もなく、それは、そこに自治組織が出来て、行政は助成ができるため、自治体がない時点ではどうすることもできない。活用がまだうまく出来ていないと考えられる。豊間根地区では共益費が決まっており、オーバーしないように行うことで上手くいっている。

4つ目は、見守り範囲の拡大とその体制の維持に関する問題である。見守り等の支援者（支援者とは我々を含む他の訪問している支援員のこと）は、支援先が仮設住宅と災害公営住宅、高台等に建てる自力再建の3方向に拡大して行くと考えている。そうすると、社会福祉協議会がいつまでも支援できるわけでもないため、現在の支援者だけでは人材的に維持するのが難しい。したがって、元々いる地域の民生委員、地域の区長と連携を密にして、見守り合えるコミュニティづくりを行っていかねばならないと考えている。

自力再建された方はあまり良くない話があり、再建してすぐに倒れ、亡くなってしまうことが2,3例あった。それは、緊張の糸が切れてしまったからではないかと考えている。また鬱になる人もいた。現在、戸建てのところは建て始めたばかりで、家が一つ二つある状況で、周りに人が少なく、それがさらに外出困難な高齢の方だと余計に孤立してしまって鬱になることが考えられる。災害公営住宅に入居し、また、自力再建を行ったら復興支援は終わりではない。その後の支援も復興支援以外の位置づけで行うことのできる仕組みが

必要なのではないかと考えている。

被災するとコミュニティづくりを、避難所、仮設住宅、復興住宅と三度経験する。コミュニティが既にあったところと、コミュニティづくりからやり直しているところは全然違うと、人と人との関わり合いを見ていて感じる。

相談者、支援者のケアは大切であり、ケースワークもその相談員一人で行うのではなく、全員一緒に考えながら仲間づくりを行っている。仮設住宅の場合、相談員だけではなく、支援者というのがあり、その方はコミュニティ支援の切掛けづくりのお手伝いをしている。入居者が集まるコミュニティづくりの切掛けを他県の人や地元の人とともに作り、調整をしている。また、仮設住宅にも専門の指導員が常駐で入居者の相談支援を行い、コミュニティづくりのお手伝いをしている。山田町では大きく5つの地区に分けて、その地区ごとの拠点に配置されおり、一人で3、4団地の支援をしている方もいる。したがって、常駐の相談員と巡回型の相談員の連携を密にしている。

Q3：私たちは仮設住宅を集約したほうがいいと考えているのだが、その点についてどう考えているか。

A3：現在、集約しようとしても、各仮設住宅の退去者は歯抜け状態である。どの時点で集約するのか、決定を町が決められるかが大切である。学校のグラウンドに建設された仮設住宅が早いだろうとは住民の方々も言っているが、どのような優先順位になるのかはわからず、噂話でしかない。正しい情報を届けるのも一種の支援になると考えている。仮設住宅の延長は、災害公営住宅の建設計画がある程度決まっており、それに合わせて仮設住宅が集約されると考えているが、まだかなりの先の話で、1,2年では終わらないと考えている。

仮設住宅の空室は、目的外使用と言う使用方法で活用している。現在山田町では他県の方が仮設住宅に入居されるという形で活用している。しかし、それだけで他に活用はない。空室になった仮設住宅の風除室に荷物を勝手に置く等の住民トラブルも起こっている。

(3) 収集資料

- ・ 山田町社会福祉協議会への質問の解答用紙
- ・ 応急仮設住宅（建設分）進捗状況

(4) 山田町社会福祉協議会に対するヒアリング調査のまとめ

今回の山田町社会福祉協議会に対してのヒアリングの重要な点をまとめると以下の通りになる。

(1) 仮設住宅の住民に求められる支援について

- ① 仮設住宅に残される住民への寄り添い支援
- ② アルコール依存症の見守りと自立支援
- ③ 要介護状態の悪化防止支援
- ④ コミュニティ支援

(2) 仮設住宅から災害公営住宅への移行期における課題について

- ① 入居の停滞
- ② 生活困窮
- ③ 新たなコミュニティづくり
- ④ 見守り範囲の拡大とその体制の維持

(5) 山田町社会福祉協議会の様子



書き①



書き②



写真 2-7 社会福祉協議会の中にある銀行



写真 2-8 社会福祉協議会の中にある銀行

2-3-4 山田地区における現地調査

山田地区は、山田湾西側沿岸中央に位置する町の中心市街地であり、町役場、中央公民館、保健センター等の行政・文化施設が集積するとともに、国道45号から陸中山田駅までの駅前通り周辺に各種商業・業務施設等が立地していた。

一部の土地では嵩上げ等の造成工事が行われ、海岸沿いには10mを超える防波堤が建設されて、「新生やまだ商店街」の建設も進んでおり、また、災害公営住宅の建設も行われていた。そのため、復興にむけた整備の様子がうかがえる。一方で沿岸部の漁港ではいまだに鉄骨がむき出しの建物も見受けられ、工事車両の行き交いが激しく復興がいまだ終わる気配を見せてはいない。



写真 2-9 嵩上げされている土地



写真 2-10 新生やまだ商店街の案内図



写真 2-11 防潮堤（高さ11m）



写真 2-12 災害公営住宅

2-3-5 山田町の仮設住宅団地における現地調査

山田町役場の担当者の協力を得て山田町内の1つの仮設住宅を見学することができた。仮設住宅Ⅰはハウスメーカーが施工したものであるが、風呂やキッチンといった設備は建売住宅と同程度の仕様と見受けられる。一方で風除室や室内の壁材等は簡易的仕様と見受けられる。また、窓が二重窓となっておらず、冷気が流れていた。

(1) 仮設住宅団地名：関口農業担い手センター仮設住宅



写真 2-13 仮設住宅Ⅰの部屋①

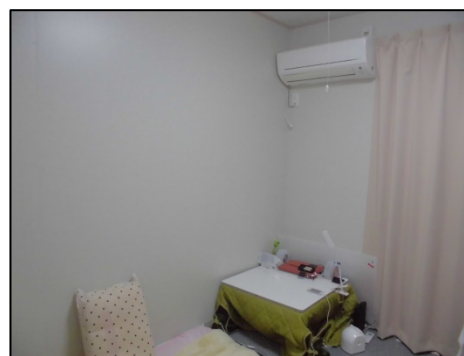
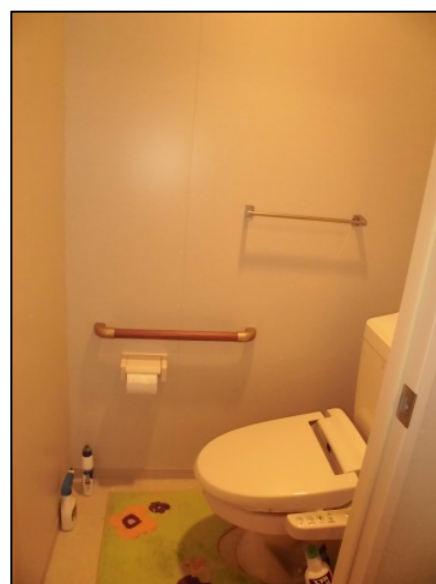
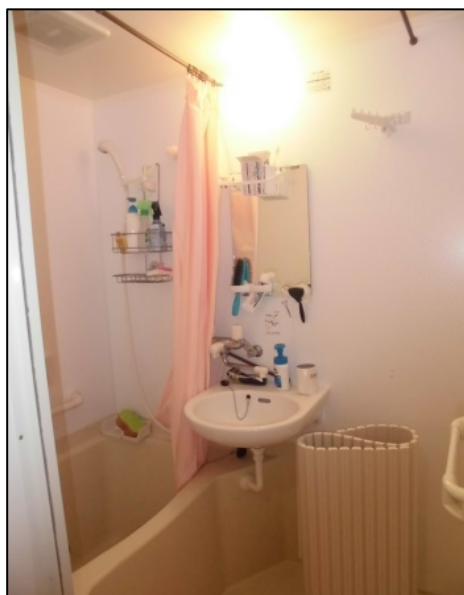


写真 2-14 仮設住宅Ⅰの部屋②



2-2-6 船越公園における現地調査

船越公園は東日本大震災の後に災害廃棄物仮置場（一次・二次）として利用されていたが、現地調査時には災害廃棄物はすべて撤去されていた。現在、被災前のように自然公園として原状回復を図っている様子であったが、昨年12月に同公園を訪れたときからほとんど工事は進捗していなかった。



写真 2-17 船越公園の現在の様子①

現在は盛土のための土砂の仮置場となっている



写真 2-18 船越公園の現在の様子②

公園内に設置されている「船と海の科学館」は津波の被害を受け現在も利用されていない



写真 2-19 船越公園の様子③

今後再び公園としての利用を行うため植樹がされている



写真 2-20 船越公園の様子④

津波が直撃し、変形した状態のままとなっている手摺

第3章 三重県における暫定的土地利用の現状の候補地データの収集と詳細化

3-1 4市における現状の暫定的土地利用の選定状況

3-1-1 候補地データの収集

3-1-2 仮設住宅建設候補地

3-1-3 活動拠点建設候補地

3-2 仮設住宅建設候補地の活用可能性による優先順位

第3章 三重県における暫定的土地利用の候補地の収集と詳細化

3-1 4市における現状の暫定的土地利用の選定状況

3-1-1 候補地データの収集

研究対象の伊勢市・亀山市・志摩市、伊賀市の4市に対して、平成27年10月27日～11月3日に依頼文を送付し、暫定的土地利用の現状の候補地データを収集した。

仮設住宅の建設候補地のデータについては、平成27年11月24日までに4市全ての候補地データを収集することができた。

活動拠点候補地については、三重県が県内の全市町のデータを集約していたため、平成27年12月16日に三重県より収集した。

災害廃棄物仮置場の候補地については、現在災害廃棄物処理計画を策定中であり、資料としては確定していないという理由から4市のいずれからも収集することができなかった。

4市から収集することのできた仮設住宅の建設候補地及び活動拠点候補地の選定状況を以下に示す。

3-1-2 仮設住宅建設候補地

仮設住宅の建設候補地は三重県健康福祉部健康福祉課が県内の市町応急仮設住宅担当課長に対して平成27年1月17日付けで送付した事務連絡「応急仮設住宅建設候補地の精査等について（依頼）」に基づき選定されている。

本事務連絡では、国土交通省中部地方整備局「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン（2013.2）」（以下、中部地整ガイドラインと略す。）の選定基準（チェックリスト）の様式（表3-1）を用いて建設候補地を精査することが指示されている。

仮設住宅の建設候補地の選定状況を以下に示す。

表 3-1 仮設住宅の建設候補地の選定基準（建設候補地選定のためのチェックリスト）

①基本情報	
共通事項	市町村名
	地名地番
	候補地名等
	敷地面積(m ²)
	有効敷地面積(m ²)
	想定建設戸数(戸)
	想定利用者数(人)
	配置計画図の有無
	土地所有者(管理者)
	(民有地)契約の有無等
(農地)転用手続きの有無	
必要な施設	
②周辺環境の状況	
安全性	災害での被害想定区域
	資材搬入等経路(道路の幅員m)
	土砂災害警戒区域の指定
	急傾斜崩壊危険区域の指定
	崖地の有無
	危険物の有無
住環境	悪臭、振動、騒音
	日当たり
	夜間の敷地までの経路
利便性	駅・バス停、徒歩での所用時間
	電車・バス
	医療施設
	商店街・スーパーマーケット
	公民館、郵便局、学校 など
③敷地の状況	
敷地造成等	地盤の状況
	木杭で対応できる地盤か
	敷地の地盤強度
	敷地境界
	敷地の高低差
	敷地の排水状況
	積雪への対応
ライフライン	上水道
	下水道(浄化槽放流先)
	ガス・LPG
	電気のための電柱
	消防水利
電話・テレビ	電話のための電柱、ケーブルテレビ
	テレビ:一般放送の受信状況
	テレビ:衛星放送の受信状況
	難視聴地域

(出典：国土交通省中部地方整備局、広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン(2013.2))

(1) 伊勢市

伊勢市において仮設住宅建設候補地は全 145 箇所選定されている。(表)

用地の種別をみると「公園」が最も多く 100 箇所、次いで「学校グラウンド」が 36 箇所、「駐車場」が 3 箇所、「多目的広場」が 1 箇所、「グラウンド」が 1 箇所、「その他」が 4 箇所選定されている。

公園の内訳を見ると「街区公園」が最も多く全 100 箇所中 62 箇所、次いで「近隣公園」が 3 箇所、「総合公園」が 2 箇所、「運動公園」が 1 箇所、「特殊公園」が 1 箇所、「その他の公園」が 28 箇所である。

(2) 亀山市

亀山市において仮設住宅建設候補地は全 19 箇所選定されている。(表)

用地の種別をみると「学校グラウンド」が最も多く 14 箇所、「公園」が 3 箇所、「工業団地」が 1 箇所、「その他」が 1 箇所選定されている。

(3) 志摩市

志摩市において仮設住宅建設候補地は全 9 箇所選定されている。(表)

用地の種別をみると「公園」が 4 箇所、「学校グラウンド」が 1 箇所、「その他」が 4 箇所それぞれ選定されている。

(4) 伊賀市

伊賀市において仮設住宅建設候補地は全 14 箇所選定されている。(表)

用地の種別をみると「学校グラウンド」が最も多く 6 箇所、「公園」が 3 箇所、「グラウンド」が 3 箇所、「その他」が 1 箇所それぞれ選定されている。

表 3-2 伊勢市における仮設住宅建設候補地一覧（2015年7月時点）

No.	候補地名等	備考	種別	No.	候補地名等	備考	種別
1	宮川堤公園	津波浸水域(潮上)洪水(宮川、河川区域)河川区域	特殊公園	73	宮川親水公園	津波浸水域(潮上)洪水(宮川、河川区域)河川区域	その他の公園
2	五十鈴公園	敷地は財務省所管	運動公園	74	宮川ラブリバー公園	津波浸水域(潮上)	その他の公園
3	倉田山公園	野球場	総合公園	75	五十鈴ヶ丘公園		その他の公園
4	大仏山公園(市営)		総合公園	76	さくら団地公園		その他の公園
5	二見浦公園	津波浸水域(±0 5.0m)	近隣公園	77	里中2号公園		その他の公園
6	市営庭球場(古市公園)		近隣公園	78	宮本団地公園		その他の公園
7	離宮院公園	洪水(外城田川0.5m)	近隣公園	79	柏田地公園	浸津波浸水域(2.0m)	その他の公園
8	吹上公園	津波浸水域(1.0m)	街区公園	80	田尻美濃野公園	津波浸水域(±0 2.0m)	その他の公園
9	さつき公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	81	大久保公園	津波浸水域(0.5m)	その他の公園
10	橋詰公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	82	下小俣公園	洪水(宮川1.0m)	その他の公園
11	勢田公園(清水世古公園)	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	83	若山児童公園	洪水(外城田川0.5m)	その他の公園
12	岡本公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	84	栄児童公園	洪水(外城田川0.5m)	その他の公園
13	厚生公園	津波浸水域(±0.5m)→H23津波浸水域	街区公園	85	上久保公園		その他の公園
14	一之木公園		街区公園	86	相合公園	洪水(外城田川0.5m)	その他の公園
15	高柳公園	洪水(宮川0.5m)	街区公園	87	明野北部公園		その他の公園
16	今之杜公園	洪水(宮川0.5m)	街区公園	88	一色公園	津波浸水域(±0 5.0m)	その他の公園
17	天神公園		街区公園	89	大湊みどり苑1号公園	津波浸水域(±0 5.0m)	その他の公園
18	浦口公園	洪水(宮川0.5m)	街区公園	90	大湊みどり苑2号公園	津波浸水域(±0 5.0m)洪水(宮川0.5m)	その他の公園
19	小川公園		街区公園	91	大湊みどり苑3号公園	津波浸水域(±0 5.0m)洪水(宮川0.5m)	その他の公園
20	出口公園	洪水(宮川2.0m)	街区公園	92	大湊さつき団地公園	津波浸水域(±0 5.0m)洪水(宮川0.5m)	その他の公園
21	清之井公園	洪水(宮川0.5m)	街区公園	93	新大湊松田公園	津波浸水域(±0 5.0m)洪水(宮川0.5m)	その他の公園
22	奥新町公園	津波浸水域(±0 0.3m)洪水(宮川1.0m)	街区公園	94	津村団地公園		その他の公園
23	中央公園	津波浸水域(±0 1.0m)	街区公園	95	光の街公園(東)		その他の公園
24	新道公園	津波浸水域(±0 2.0m)洪水(宮川1.0m)	街区公園	96	光の街公園(西)		その他の公園
25	のぼり公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	97	下之惣児童公園(交通公園)	洪水(外城田川0.5m)	その他の公園
26	浜田公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	98	朝熊山麓公園(C)	フットボールヴィレッジC	その他の公園
27	築地公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	99	宮前公園	洪水(宮川0.5m)	その他の公園
28	有緒公園	津波浸水域(±0 2.0m)洪水(宮川2.0m)	街区公園	100	山田原児童公園	津波浸水域(±0 2.0m)	その他の公園
29	中寺前公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	101	いせトピア多目的広場芝生広場	津波浸水域(±0.0m)→	多目的広場
30	旭公園	津波浸水域(2.0m)洪水(宮川1.0m)	街区公園	102	北浜スポーツランド	津波浸水域(±0 5.0m)	グラウンド
31	川辺公園	津波浸水域(±0 2.0m)洪水(宮川1.0m)	街区公園	103	B&G海洋センター駐車場	津波浸水域(2.0m)洪水(宮川0.5m)	駐車場
32	船江公園	津波浸水域(±0 2.0m)洪水(宮川0.5m)	街区公園	104	二見老人福祉センター前駐車場	津波浸水域(±0 5.0m)	駐車場
33	惣門公園		街区公園	105	ハートプラザみその北側駐車場	津波浸水域(±0 1.0m)洪水(宮川0.5m)埋立地(農地)	駐車場
34	富樫公園		街区公園	106	進修小学校		学校用地
35	宮後公園	津波浸水域(2.0m)洪水(宮川0.5m)	街区公園	107	修道小学校		学校用地
36	新一之木公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	108	有緒小学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
37	大世古公園	津波浸水域(±0 1.0m)	街区公園	109	早修小学校		学校用地
38	根起松公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	110	中島小学校		学校用地
39	桜園公園	津波浸水域(2.0m)洪水(宮川0.5m)	街区公園	111	明倫小学校	津波浸水域(2.0m)洪水(宮川0.5m)	学校用地
40	桜ヶ丘公園		街区公園	112	厚生小学校	津波浸水域(0.5m)	学校用地
41	船江山公園		街区公園	113	神社小学校	津波浸水域(±0 5.0m)	学校用地
42	里中公園		街区公園	114	大湊小学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
43	早修公園	洪水(宮川0.5m)	街区公園	115	浜郷小学校	津波浸水域(±0 5.0m)	学校用地
44	朝熊公園	土砂災害警戒区域(土石)	街区公園	116	佐八小学校		学校用地
45	八幡山公園	津波浸水域(±0.0m)→	街区公園	117	豊浜小学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
46	社前公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	118	北浜小学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
47	田尻公園	津波浸水域(±0 5.0m)	街区公園	119	東大湊小学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
48	坂東公園	洪水(宮川2.0m)	街区公園	120	城田小学校		学校用地
49	栗野公園		街区公園	121	四郷小学校	津波浸水域(±0.5m)→H23津波浸水域洪水(五十鈴川0.5m)	学校用地
50	緑ヶ丘1号公園	洪水(五十鈴川2.0m)	街区公園	122	上野小学校		学校用地
51	緑ヶ丘2号公園		街区公園	123	倉田中学校		学校用地
52	緑ヶ丘3号公園		街区公園	124	五十鈴中学校		学校用地
53	中須公園	洪水(宮川0.5m)	街区公園	125	厚生中学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
54	うぐいす台1号公園		街区公園	126	宮川中学校		学校用地
55	辻久留台1号公園		街区公園	127	港中学校	津波浸水域(±0 5.0m)	学校用地
56	辻久留台2号公園		街区公園	128	豊浜中学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
57	鶴辺公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	129	北浜中学校	津波浸水域(±0 2.0m)	学校用地
58	うぐいす台2号公園	洪水(宮川0.5m)	街区公園	130	城田中学校	洪水(宮川2.0m)	学校用地
59	うぐいす台3号公園		街区公園	131	沼木中学校		学校用地
60	鹿泊1号公園		街区公園	132	御園小学校グラウンド	津波浸水域(1.0m)洪水(宮川0.5m)	学校用地
61	滝倉公園		街区公園	133	御園中学校グラウンド	津波浸水域(2.0m)洪水(宮川1.0m)	学校用地
62	辻久留台3号公園		街区公園	134	二見小学校	津波浸水域(±0 5.0m)	学校用地
63	明野南部公園		街区公園	135	今一色小学校	津波浸水域(±0 5.0m)	学校用地
64	鹿泊2号公園		街区公園	136	二見中学校	津波浸水域(±0 5.0m)	学校用地
65	鹿泊3号公園		街区公園	137	小俣小学校	洪水(外城田川0.5m)	学校用地
66	馬瀬公園	津波浸水域(±0 5.0m)洪水(宮川1.0m)	街区公園	138	明野小学校	洪水(外城田川0.5m)	学校用地
67	野依ふれあい公園	津波浸水域(±0 2.0m)洪水(宮川2.0m)	街区公園	139	小俣中学校	洪水(外城田川1.0m)	学校用地
68	野村公園		街区公園	140	宮山小学校	急傾斜地崩壊危険箇所土石流はん濫域	学校用地
69	うえやま公園	津波浸水域(±0 2.0m)	街区公園	141	豊浜東小学校	津波浸水域(±0 5.0m)	学校用地
70	今一色公園	津波浸水域(±0 5.0m)	街区公園	142	旧上野小学校用地		その他
71	松下消防庫横公園	津波浸水域(±0.5m)→H23津波浸水域	街区公園	143	朝熊山麓開発事業用地(A)	工業団地空き区画(隣接工場あり)	その他
72	高向西公園	津波浸水域(±0.5m)→H23津波浸水域洪水(宮川2.0m)	街区公園	144	朝熊山麓開発事業用地(B)	フットボールヴィレッジA・B	その他
				145	伊勢安土桃山文化村前付近市有地	津波浸水域(±0.0m)→H23津波浸水域	その他

表 3-3 亀山市における仮設住宅建設候補地一覧（平成 24 年 2 月時点）

整理番号	地番	候補地名等	面積(㎡)	備考	用地種別
亀山1	亀山市本丸町字旧館580-1	亀山西小学校グラウンド	4,500.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山2	亀山市本町1丁目412	亀山東小学校グラウンド	7,603.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山3	亀山市みどり町52、52-1	井田川小学校運動場	13,980.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山4	亀山市両尾町字北田2092-1	野登小学校運動場	8,170.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山5	亀山市能褒野町字能褒野77-22	川崎小学校運動場	10,309.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山6	亀山市天神三丁目3360-1、3363他	亀山南小学校	6,024.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山7	亀山市中庄町字光於堂1405	昼生小学校運動場	6,449.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山8	亀山市白木町字北谷2728-2他	白川小学校運動場	4,289.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山9	亀山市太岡寺町時上川原1296-2	神辺小学校運動場	5,579.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山10	亀山市西丸町字西丸558他	亀山中学校運動場	10,927.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山11	亀山市田村町字中尾75	中部中学校運動場	28,500.00	運動場の一部を使用	学校用地
亀山12	亀山市本町1丁目1他	亀山高校運動場	16,447.00	—	学校用地
亀山13	亀山市川合町字柴野256-19他	東野公園運動場	6,000.00	運動場の一部を使用	公園
亀山14	亀山市野村2丁目214-1	西野公園運動場	7,000.00	運動場の一部を使用	公園
亀山15	亀山市小野町字北谷612-23	名阪亀山関工業団地	7,305.00	運動場の一部を使用	工業団地
関1	亀山市関町木崎1416番地	関小学校グラウンド	9,215.00	運動場の一部を使用	学校用地
関2	亀山市関町新所1863	関中学校グラウンド	9,633.00	運動場の一部を使用	学校用地
関3	亀山市関町新所8番地	関町総合スポーツ公園多目的グラウンド	35,936.00	運動場の一部を使用	公園
関4	亀山市関町沓掛123	鈴鹿峠自然の家	2,264.00	運動場の一部を使用	その他
関5	亀山市加太板屋4569番地	加太小学校グラウンド	2,890.00	運動場の一部を使用	学校用地

表 3-4 志摩市における仮設住宅建設候補地一覧（平成 24 年 2 月時点）

整理番号	地番	候補地名等	面積(㎡)	備考	用地種別
浜島1	志摩市浜島町松山路553	浜島ふるさと公園	32,293.00	津波浸水域	公園
志摩	志摩市志摩町布施田1103	志摩総合スポーツ公園	23,300.00	津波浸水域	公園
阿児1	志摩市阿児町神明1048-7、981-29	阿児ふるさと公園多目的グラウンド	9,855.00	—	公園
阿児2	志摩市阿児町甲賀2088番地1他	志摩市立東海中学校グラウンド	13,101.00	—	学校用地
阿児3	志摩市阿児町神明1537番地1	長沢運動公園多目的広場	13,600.00	—	公園
磯部1	志摩市磯部町の矢554	—	2,306.39	—	その他
磯部3	志摩市磯部町迫間1894、1895-1	—	661.17	—	その他
磯部4	志摩市磯部町飯浜413-5	—	584.00	—	その他
磯部5	志摩市磯部町山田217、223	—	1,774.00	—	その他

表 3-5 伊賀市における仮設住宅建設候補地一覧（平成 24 年 2 月時点）

整理番号	地番	候補地名等	面積(㎡)	用地種別
上野1	伊賀市小田町字鎌添317他	上野運動公園	92,750.00	公園
上野2	伊賀市平野見能330-6他	市営城北駐車場	10,127.00	駐車場
伊賀1	伊賀市柘植町2343	柘植小学校	18,061.00	学校用地
伊賀2	伊賀市新堂160番	霊峰中学校	15,187.00	学校用地
伊賀3	伊賀市川東1786番地3	壬生野小学校	11,884.00	学校用地
伊賀4	伊賀市希望ヶ丘西4丁目5番30号	希望ヶ丘保育園	15,042.00	その他
島ヶ原	伊賀市島ヶ原514の2	島ヶ原小中学校	11,700.00	学校用地
阿山	伊賀市川合字焼尾3376の7	阿山運動公園	48,839.00	公園
大山田1	伊賀市猿野字大森1316	旧大山田東小学校グラウンド	3,378.00	グラウンド
大山田2	伊賀市平田字北裏25	大山田小学校	6,591.00	学校用地
大山田3	伊賀市平田字宮の東655	大山田中学校	10,734.00	学校用地
青山1	伊賀市桐ヶ丘3丁目337-1	桐ヶ丘公園	10,733.00	公園
青山2	伊賀市桐ヶ丘7丁目287	桐ヶ丘グラウンド	30,709.00	グラウンド
青山3	伊賀市種生字蟹見1372-2他	旧博要小学校体育館前グラウンド	1,012.85	グラウンド

3-1-3 活動拠点建設候補地

活動拠点候補地は内閣府が都道府県の市町応急仮設住宅担当課長に対して平成26年1月17日付けで送付した事務連絡「応急仮設住宅建設候補地の精査等について(依頼)」に基づき選定されている。

4市における活動候補地の選定状況は表3-6の通りである。

表3-6 活動拠点候補地

施設名称	施設管理者名	管理者の承諾	地域防災計画掲載の有無	津波被害の有無	敷地面積(m ²)	適用条件(消防)				適用条件(警察)			適用条件(自衛隊)		
						①駐車場として利用可能な面積		②野外宿営ができる面積		①駐車場として利用可能な面積		②遊歩道、団体客室等利用可能な面積	①自衛隊施設として利用可能な面積		②自衛隊施設として利用可能な面積
						面積(m ²)	1	面積(m ²)	1	面積(m ²)	1	面積(m ²)	1	面積(m ²)	1
西野公園	亀山市	1	1	0	22,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	0	1	15,000	
東野公園	亀山市	1	1	0	14,500	1	2,000	1	1,000	1	1,500	0	1	15,000	
亀山公園	亀山市	1	1	0	9,100	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	0		
亀山サンシャインパーク	三重県(県土整備部)	1	1	0	64,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
大仏山公園	三重県(県土整備部)	1	1	0	28,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
大仏山公園スポーツセンター	伊勢市	0	0	0	21,300	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
倉田山公園	伊勢市	1	1	0	17,600	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
県営総合競技場	三重県	0	0	0	29,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
五十鈴公園	伊勢市	1	1	0	28,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
県営サンアリーナ 広場兼駐車場	三重県(雇用経済部)	0	0	0	32,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
磯部ふれあい公園	志摩市	1	1	0	18,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	0	1	15,000	
長沢運動公園	志摩市	1	1	0	21,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
阿児ふるさと公園	志摩市	1	1	0	25,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	0	1	15,000	
ともやま公園 (野球場・芝生広場)	志摩市	0	0	0	17,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
上野運動公園競技場	伊賀市	1	1	0	20,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	0	1	15,000	
いがまちスポーツセンター	伊賀市	1	1	0	30,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	
阿山第1運動公園	伊賀市	1	1	0	47,078	1	2,000	1	1,000	1	1,500	0	1	15,000	
しらすぎ運動公園	伊賀市	0	0	0	15,000	1	2,000	1	1,000	1	1,500	1	1	15,000	

3-2 仮設住宅建設候補地の活用可能性による優先順位

ここでは、中部地整ガイドラインの建設候補地の利用可能性毎の基準の例（表 3-7）を用いて、仮設住宅建設候補地の優先順位の選定を行う。

表 3-7 優先順位の設定

A: 優先的に活用する土地	B: 不足の場合に活用を検討する土地	C: 極力活用しない土地
<ul style="list-style-type: none"> ・造成が不要・ライフラインが整っている。 ・土地所有者や管理者との合意が得られている ・50戸以上の建築が可能 ・二次災害等の恐れがない ・復興用地等と重複しない ・医療、学校、店舗、交通等の生活利便が確保可能であり、騒音等にも配慮されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地 ・大規模造成、ライフライン工事が必要な土地 ・前面道路等との高低差が大きい土地 ・生活利便施設が近くにない土地 ・5年程度の長期利用ができない土地 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校用地 ・農地 ・市街地や集落から離れた土地 ・建築可能戸数が10戸未満の土地
活用すべきでない土地		
<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水被害を受けた土地 ・土砂災害や地割れ等の被害が発生した土地 ・土砂災害危険区域・その他の災害危険区域内の土地 ・救援用地、ガレキ置場、復興用地として活用予定がある土地 ・2年以上の長期利用ができない土地 		

（出典：国土交通省中部地方整備局、広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン（2013.2））

4 市における仮設住宅建設候補地データを中部地整ガイドラインに基づいて優先順位の設定を行う。以下に各市の仮設住宅建設候補地の優先順位をつけたものを表 3-8 示す。

表 3-8 伊勢市における優先度ごとの仮設住宅建設候補地*

評価	整理番号	地番	候補地名等	面積(㎡)	備考	高層地区候補地との重複
A	—	伊勢市古市町355番地3	市営庭球場(古市公園)	7,782	近隣に急傾斜地崩壊危険箇所あり	—
B	1	伊勢市宇治館町578番地、中村町	五十鈴公園	185,400	近隣に急傾斜地崩壊危険箇所あり 上水道無しであるため	◎
B	2	伊勢市楠部町156番地1、黒瀬町	倉山公園	83,800	上水道無しであるため	◎
B	3	伊勢市二見町三津1184番地1ほか	伊勢安土桃山文化村前付近市有地	19,230	津波浸水域(0.0m) H23津波浸水域 上水道無しであるため	—
B	4	伊勢市黒瀬町562番地12	いせトピア多目的広場芝生広場	14,488	津波浸水域(0.0m) H23津波浸水域 JR参宮線まで150m(騒音)	—
B	5	伊勢市朝熊町字東谷3477番地1ほか	朝熊山麓開発事業用地(A)	12,000.00 10,000.00	工業団地空き区画(隣接工場あり) 市街地や集落から離れた土地であるため	—
B	6	伊勢市朝熊町字鴨谷4383番地4ほか	朝熊山麓開発事業用地(B)	8,100	フットボールヴィレッジA+B 市街地や集落から離れた土地であるため	—
B	7	伊勢市上野町字大津野2884番地2	旧上野小学校用地	5,207	利便性が悪いと考えられる	—
B	8	伊勢市朝熊町字浜田3814番地1ほか	朝熊山麓公園(C)	3,600	フットボールヴィレッジC・D、朝熊山麓公園 5,000㎡未満	—
B	9	伊勢市小俣町本町768番地1	上久保公園	3,110	5,000㎡未満	—
B	10	伊勢市小俣町明野1822番地1	明野南部公園	2,697	所有者:奥野宗一 5,000㎡未満	—
B	11	伊勢市小俣町明野418番地1	明野北部公園	2,501	5,000㎡未満	—
B	12	伊勢市中村町桶子325番地284ほか	五十鈴ヶ丘公園	2,393	5,000㎡未満	—
B	13	伊勢市岡本2丁目656番地46ほか	八幡山公園	2,000	津波浸水域(0.0m) H23津波浸水域 5,000㎡未満	—
B	14	伊勢市野村町里前5564番地ほか	野村公園	1,982	5,000㎡未満	—
B	15	伊勢市中島2丁目1004番地	小川公園	1,886	5,000㎡未満	—
B	16	伊勢市宇治浦田町2丁目601番地1	窓門公園	1,754	5,000㎡未満	—
B	17	伊勢市楠部町字緑ヶ丘3158番地	緑ヶ丘2号公園	1,673	5,000㎡未満	—
B	18	伊勢市楠部町字緑ヶ丘3167番地	緑ヶ丘3号公園	1,607	5,000㎡未満	—
B	19	伊勢市大倉町字八反垣外1553番地315	うぐいす台3号公園	1,518	5,000㎡未満	—
B	20	伊勢市桜木町604番地9	富樫公園	1,144	5,000㎡未満	—
B	21	伊勢市勢田町103番地86	里中公園	1,114	5,000㎡未満	—
B	22	伊勢市一之木1丁目2004番地	一之木公園	1,107	5,000㎡未満	—
B	23	伊勢市宮後1丁目1004番地	厚生公園	1,101	津波浸水域(0.5m) H23津波浸水域 5,000㎡未満	—
B	24	伊勢市勢田町915番地50ほか	船江山公園	1,100	5,000㎡未満	—
B	25	伊勢市大倉町字八反垣外1553番地37	うぐいす台1号公園	1,065	5,000㎡未満	—
B	26	伊勢市中村町桜ヶ丘100番地50	桜ヶ丘公園	1,054	5,000㎡未満	—
B	27	伊勢市辻久留町字南尾542番地31	辻久留台1号公園	1,053	5,000㎡未満	—
B	28	伊勢市粟野町字福羽1056番地5ほか	粟野公園	1,000	5,000㎡未満	—
C	1	伊勢市宇治浦田2丁目16番43号	進修小学校	8,900	学校用地	—
C	2	伊勢市久世戸町5番地	修道小学校	3,300	学校用地	—
C	3	伊勢市上野町2841番地2	上野小学校	5,092	学校用地	—
C	4	伊勢市常盤3丁目10番19号	早修小学校	5,100	学校用地	—
C	5	伊勢市二俣1丁目2番17号	中島小学校	4,800	学校用地	—
C	6	伊勢市佐八町2287番地	佐八小学校	3,622	学校用地	—
C	7	伊勢市上地町1478番地	城田小学校	5,561	学校用地	—
C	8	伊勢市中村町458番地	五十鈴中学校	12,800	学校用地	—
C	9	伊勢市二俣4丁目5番3号	宮川中学校	15,700	学校用地	—
C	10	伊勢市上野町823番地	沼木中学校	4,300	学校用地	—
C	11	伊勢市浦口2丁目1104番地1	天神公園	802	1,000㎡未満	—
C	12	伊勢市辻久留町字南尾545番地155	辻久留台2号公園	652	1,000㎡未満	—
C	13	伊勢市勢田町字鷹泊302番地52	鷹泊1号公園	432	1,000㎡未満	—
C	14	伊勢市宇治浦田町3丁目798番地4	滝倉公園	571	1,000㎡未満	—
C	15	伊勢市辻久留町字南尾545番地165	辻久留台3号公園	325	1,000㎡未満	—
C	16	伊勢市上地町295番地45	さくら団地公園	708	1,000㎡未満	—
C	17	伊勢市勢田町103番地35	里中2号公園	274	1,000㎡未満	—
C	18	伊勢市勢田町鷹泊295番地44	鷹泊2号公園	300	1,000㎡未満	—
C	19	伊勢市勢田町中起268番地22	鷹泊3号公園	308	1,000㎡未満	—
C	20	伊勢市津村町里浦1663番地5	津村団地公園	292	1,000㎡未満	—
C	21	伊勢市二見町光の街五峯山1039番地	光の街公園(東)	390	1,000㎡未満	—
C	22	伊勢市二見町光の街五峯山1016番地	光の街公園(西)	421	1,000㎡未満	—
C	23	伊勢市前山町1522番地33	宮本団地公園	385	所有者:三重県労働者住宅生活協同組合	—
C	24	伊勢市二見町松下地内(地番なし)	松下消防庫横公園	300	津波浸水域(0.0m) H23津波浸水域 所有者:大西良明ほか7名	—

※活用すべきでない土地を除く

表 3-9 亀山市における優先度ごとの仮設住宅建設候補地

評価	整理番号	地番	候補地名等	面積 (㎡)	備考	活動拠点候補地との重複
A	—	亀山市野村2丁目214-1	西野公園運動場	7,000.00	概ね良好と考えられる	◎
B	1	亀山市川谷町字柴野256-19他	東野公園運動場	6,000.00	国道1号近接(騒音)	◎
B	2	亀山市小野町字北谷612-23	名阪亀山関工業団地	7,305.00	ライフライン工事が必要と考えられるため	—
B	3	亀山市関町新所8番地	関町総合スポーツ公園多目的グラウンド	35,936.00	利便性が低い	—
C	1	亀山市関町沓掛123	鈴鹿峠自然の家	2,264.00	市街地や集落から離れた土地であるため	—
C	2	亀山市本丸町字旧館580-1	亀山西小学校グラウンド	4,500.00	学校用地	—
C	3	亀山市本町1丁目412	亀山東小学校グラウンド	7,603.00	学校用地	—
C	4	亀山市みどり町52、52-1	井田川小学校運動場	13,980.00	学校用地	—
C	5	亀山市両尾町字北田2092-1	野登小学校運動場	8,170.00	学校用地	—
C	6	亀山市能褒野町字能褒野77-22	川崎小学校運動場	10,309.00	学校用地	—
C	7	亀山市天神三丁目3360-1、3363他	亀山南小学校	6,024.00	学校用地	—
C	8	亀山市中庄町字光於堂1405	昼生小学校運動場	6,449.00	学校用地	—
C	9	亀山市白木町字北谷2728-2他	白川小学校運動場	4,289.00	学校用地	—
C	10	亀山市太岡寺町時上川原1296-2	神辺小学校運動場	5,579.00	学校用地	—
C	11	亀山市西丸町字西丸558他	亀山中学校運動場	10,927.00	学校用地	—
C	12	亀山市田村町字中尾75	中部中学校運動場	28,500.00	学校用地	—
C	13	亀山市関町木崎1416番地	関小学校グラウンド	9,215.00	学校用地	—
C	14	亀山市関町新所1863	関中学校グラウンド	9,633.00	学校用地	—
C	15	亀山市加太板屋4569番地	加太小学校グラウンド	2,890.00	学校用地	—

<凡例>
A : 優先的に活用する土地
B : 不足の場合に活用を検討する土地
C : 極力活用しない土地
☒ : 活用すべきでない土地

表 3-10 志摩市における優先度ごとの仮設住宅建設候補地

評価	整理番号	地番	候補地名等	面積 (㎡)	備考	活動拠点候補地との重複
A	—	志摩市阿児町神明1048-7、981-29	阿児ふるさと公園多目的グラウンド	9,855	概ね良好であると考えられる	◎
B	1	志摩市阿児町神明1537番地1	長沢運動公園多目的広場	13,600	前面道路等との高低差が大き	◎
B	2	志摩市磯部町の矢554	—	2,306	5,000㎡未満	—
B	3	志摩市磯部町山田217、223	—	1,774	5,000㎡未満	—
C	1	志摩市磯部町迫間1894、1895-1	—	661	1,000㎡未満	—
C	2	志摩市磯部町飯浜413-5	—	584	1,000㎡未満	—
C	3	志摩市阿児町甲賀2088番地1他	志摩市立東海中学校グラウンド	13,101	学校用地	—
☒	1	志摩市浜島町松山路553	浜島ふるさと公園	32,293	津波浸水域	◎
☒	2	志摩市志摩町布施田1103	志摩総合スポーツ公園	23,300	津波浸水域	—

<凡例>
A : 優先的に活用する土地
B : 不足の場合に活用を検討する土地
C : 極力活用しない土地
☒ : 活用すべきでない土地

表 3-11 伊賀市における優先度ごとの仮設住宅建設候補地

評価	整理番号	地番	候補地名等	敷地面積 (㎡)	有効敷地面積 (㎡)	備考	活動拠点候補地との重複
A	1	伊賀市小田町字鎌添317他	上野運動公園	92,750.00	20,000.00		◎
A	2	伊賀市川合字焼尾3376の7	阿山運動公園	48,839.00	24,800.00		◎
A	3	伊賀市桐ヶ丘7丁目287	桐ヶ丘グラウンド	30,709.00	20,000.00		—
A	5	伊賀市桐ヶ丘3丁目337-1	桐ヶ丘公園(桐ヶ丘多目的集会施設アミティ)	10,733.00	6,000.00		—
A	6	伊賀市平野見能330-6他	市営城北駐車場	10,127.00	6,000.00		—
B	7	伊賀市猿野字大森1316	旧大山田東小学校グラウンド	3,378.00	3,378.00	5,000㎡未満	—
B	4	伊賀市希望ヶ丘西4丁目5番30号	希望ヶ丘保育園	15,042.00	1,500.00	5,000㎡未満	—
B	8	伊賀市種生字蟹見1372-2他	旧博要小学校体育館前グラウンド	1,012.85	1,012.85	5,000㎡未満	—
C	1	伊賀市柘植町2343	柘植小学校	18,061.00	6,000.00	学校用地	z
C	2	伊賀市新堂160番	霊峰中学校	15,187.00	15,187.00	学校用地	—
C	3	伊賀市川東1786番地3	壬生野小学校	11,884.00	7,200.00	学校用地	—
C	4	伊賀市島ヶ原514の2	島ヶ原小中学校	11,540.00	11,540.00	学校用地	—
C	5	伊賀市平田字宮の東655	大山田中学校	10,734.00	8,400.00	学校用地	—
C	6	伊賀市平田字北裏25	大山田小学校	9,882.00	9,100.00	学校用地	—

<凡例>
A : 優先的に活用する土地
B : 不足の場合に活用を検討する土地
C : 極力活用しない土地
☒ : 活用すべきでない土地

第4章 暫定的土地利用計画の作成方法と活用方法の検討

- 4-1 暫定的土地利用計画の作成方法
- 4-2 「暫定的土地利用計画図」の作成方法
- 4-3 伊勢市におけるケーススタディ
- 4-4 ケーススタディのまとめ
- 4-5 暫定的土地利用計画図の日常の活用方法と今後の課題

第4章 暫定的土地利用計画の作成方法と活用方法の検討

4-1 暫定的土地利用計画の作成方法

以下に暫定的土地利用計画の作成方法を述べる。

(1) 利用可能な暫定的土地利用候補地の実態調査

市町内における利用可能なオープンスペースをリストアップし、面積、地盤の状況、敷地形状等のデータを記載した暫定的土地利用候補地毎にリストの作成及び、リストを用いた現地調査を行う。(写真4-1)

また、被害想定に基づき暫定的土地利用候補地が各種危険区域や津波浸水予測域となっていないかどうかを確認する。

ここで、4市より収集した仮設住宅建設候補地におけるリスト(応急仮設住宅建設候補地台帳)の例を表4-1に示す。



写真4-1 応急仮設住宅ガイドライン研究会によるリストを用いた暫定的土地利用候補地の現地調査
(志摩市長沢運動公園多目的広場：平成27年12月9日実施)

表 4-1 暫定的土地利用候補地毎のリストの例（応急仮設住宅建設候補地台帳）

応急仮設住宅建設候補地台帳

整理番号：

①基本情報		状況	判定
①基本情報	調査時点	平成 年 月 日	
	市町村名		
	地名地番		
	候補地名等		
	敷地面積(m ²)		
	有効敷地面積(m ²)		
	想定建設戸数(戸)		
	想定利用者数(人)		
	配置計画図の有無		
	土地所有者(管理者)	(担当課、連絡先。民有地は住所、氏名、連絡先)	
	(民有地)契約の有無等	(協定書等の契約の有無／有償・無償／2年以上の借用の可否。可の場合の借用期間)	
	(農地)転用手続きの有無		
必要な施設	(コミュニティ施設、福祉仮設住宅、サポート施設等)		
②周辺環境の状況		状況	判定
安全性	災害での被害想定区域	(洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等)	
	資材搬入等経路(道路の幅員m)	(路線名、幅員)	
	土砂災害警戒区域の指定		
	急傾斜崩壊危険区域の指定		
	崖地の有無		
	危険物の有無	(ガスタンク・危険物倉庫等が近隣にないか)	
住環境	悪臭、振動、騒音	(鉄道・幹線道路等)	
	日当たり		
	夜間の敷地までの経路	(夜間街路灯の状況)	
利便性	駅・バス停、徒歩での所用時間	(有無、駅・バス停名、徒歩での所要時間)	
	電車・バス	(運行本数等)	
	医療施設	(有無、有の場合は距離)	
	商店街・スーパーマーケット	(有無、有の場合は距離)	
	公民館、郵便局、学校 など	(有無、有の場合は距離)	
③敷地の状況		状況	判定
敷地造成等	地盤の状況	(地表の状況)	
	木杭で対応できる地盤か		
	敷地の地盤強度	(埋立地でないか等)	
	敷地境界	(ブロック、杭等で明確になっているか。)	
	敷地の高低差	(法面・擁壁の状況等)	
	敷地の排水状況	(雨水排水等)	
	積雪への対応		
ライフライン	上水道	(有無)	
	下水道(浄化槽放流先)	(下水道の有無、ない場合は浄化槽放流先の有無)	
	ガス・LPG	(有無)	
	電気のための電柱	(有無。ある場合は高圧か低圧か。ない場合は最寄の電柱か)	
	消防水利	(消火栓・防火水槽等の有無。代替機能の有無。)	
電話・テレビ	電話のための電柱、ケーブルテレビ	(有無。ない場合は最寄の電柱からの距離)	
	テレビ：一般放送の受信状況	(地上デジタル受信状況など)	
	テレビ：衛星放送の受信状況	(遮蔽物等)	
	難視聴地域		
備考	(復興計画との整合、避難地・がれき置き場等との重複、障害物の状況、造成が必要な場合の程度、その他)		

※判定欄には、「○(概ね支障無し)」、「△(やや支障あり)」、「×(支障あり)」のいずれかを記載

※記載内容、調査方法については、「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン(中部地方整備局)」の134～136ページを参照

(4市からの提供資料)

(2) 必要量（面積）の想定

救援活動、復旧活動及び復興活動を想定し、被害想定をもとに、オープンスペースを必要とする各種活動に必要なオープンスペースの必要面積を算出する。必要面積については時間経過による予測も必要である。

対象とする活動内容と活動に必要な暫定的土地利用の内容は以下の通りである。

- ① 応急対策活動：活動拠点（自衛隊・警察・消防）（応急対策期、復旧対策期）
災害廃棄物一次仮置場（応急対策期・復旧対策期・復興対策期）
- ② 復旧対策活動：災害廃棄物一次仮置場（応急対策期・復旧対策期・復興対策期）
災害廃棄物二次仮置場（復旧対策期・復興対策期）
- ③ 復興対策活動：仮設住宅建設地（復興対策期）

(3) 利用内容別必要条件の整理

オープンスペースを必要とする各種活動の利用内容には必要条件があるため、暫定的土地利用の内容別に必要量（面積）及び優先順位、必要期間などの必要条件を整理する。

第2章、第3章でレビューした活動拠点及び仮設住宅建設地の必要条件を整理すると、表4-2の通りとなる。

表 4-2 利用内容別必要条件の整理

暫定的土地利用		必要条件		必要期間	時期区分
I. 活動拠点	自衛隊	①面積	・部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積:15,000㎡以上	発災後～ 約3ヶ月後	応急対策期 復旧対策期
		②拠点確保数	・概ね1市町村1箇所程度、駐屯地が所在する市町村は確保不要		
		③立地	・幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい		
	警察	①面積	・大型車両の出入りが容易な駐車場の敷地面積:1500㎡以上		
		②拠点確保数	・概ね1市町村1箇所程度、少なくとも警察署管内ごとに1箇所程度		
		③立地	・幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい		
	消防	④その他	・避難所、遺体安置所等と重複しない場所		
		①面積	・駐車場となる面積:2,000㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積:1,000㎡以上		
		②拠点確保数	・概ね1市町村1箇所程度、少なくとも1消防本部1箇所以上		
II. 仮設住宅建設地	A:優先的に活用する土地	③立地	・幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい	発災2ヶ月後～ 3年以上	復興対策期
		④面積	・50戸以上の建築が可能 (1戸あたり100㎡程度として概算すれば5,000㎡以上)		
		⑤土地の状況	・造成が不要・ライフラインが整っている。		
		⑥土地の安全性	・二次災害等の恐れがない		
		⑦立地	・医療、学校、店舗、交通等の生活利便が確保可能であり、騒音等にも配慮されている		
		⑧土地の種別	・公有地		
		⑨利用期間	・5年程度の長期利用ができる土地		
	B:不足の場合に活用を検討する土地	⑩その他	・土地所有者や管理者との合意が得られている		
		①面積	・建設可能戸数が10戸以上50戸未満の土地 (1戸あたり100㎡程度として概算すれば1,000㎡以上5,000㎡未満)		
		②土地の状況	・大規模造成、ライフライン工事が必要な土地 ・前面道路等との高低差が大きい土地		
		③土地の安全性	—		
		④立地	・生活利便施設が近くにない土地		
		⑤土地の種別	・民有地		
	C:極力活用しない土地	⑥利用期間	・5年程度の長期利用ができない土地		
		①面積	・建築可能戸数が10戸未満の土地 (1戸あたり100㎡程度として概算すれば1,000㎡未満)		
		②土地の状況	—		
		③土地の安全性	・浸水被害を受けなかった津波浸水予測区域		
		④立地	・市街地や集落から離れた土地		
		⑤土地の種別	・小・中学校用地 ・農地		
	⑥利用期間	—			

(4) 暫定的土地利用計画の策定

利用可能なオープンスペース、被害想定による必要量と時間経過による必要量及び各利用内容別の必要条件を踏まえて利用計画を作成する。暫定的土地利用計画は、全体計画と住民の生活圏ごとの地域別（小学校区など）及び利用可能なオープンスペース別の暫定的利用計画が必要と考えられる。

(5) 「暫定的土地利用計画図」の作成

(1) ～ (4) を踏まえて、被害想定（津波浸水域等）と暫定的土地利用候補地等を集計してベースマップに落とし込み、時期区分ごとの「暫定的土地利用計画図」を作成し、時期区分ごとの特徴や全体的な暫定的土地利用の推移を視覚的に明確化する。（「暫定的土地利用計画図」の作成方法については後述）

4-2 「暫定的土地利用計画図」の作成方法

ここでは、時期区分ごとの特徴や全体的な暫定的土地利用の推移を視覚的に明確化するための暫定的土地利用計画図の作成方法を述べる。

(1) 作成する暫定的土地利用計画図の種類を検討

①時期区分毎

暫定的土地利用計画図は、「応急対策期」、「復旧対策期」、「復興対策期」それぞれの時期区分について作成する。

なお、今回は「復旧対策期」等に必要となる災害廃棄物仮置場のデータを収集することができなかつたため、「応急対策期」と「復旧対策期」で暫定的土地利用の変化が見られない。従って、「応急対策期」、「復旧対策期」の計画図は同一のものとなる。

②対象範囲

暫定的土地利用計画図の対象範囲として市全体の被害想定や候補地の準備状況などを把握するため市単位のもの、地域住民にわかりやすいよう住民の生活圏レベルで被害想定や候補地の準備状況などを把握するため小学校区単位のもの2種類を作成する。(図4-1)

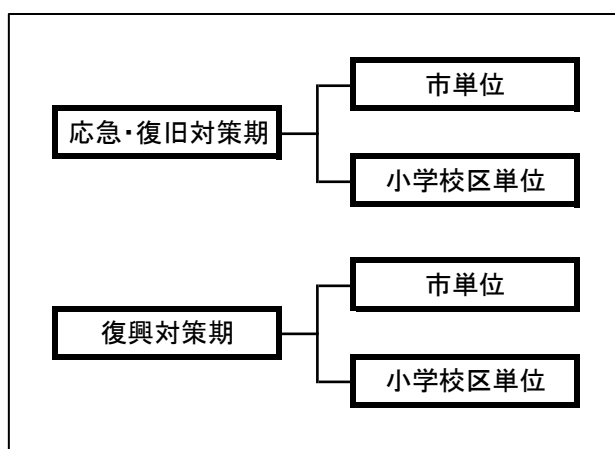


図 4-1 作成する暫定的土地利用計画図の種類

(2) 必要データの検討

暫定的土地利用図を作成する際に必要となるデータの検討を行う。

① 応急・復旧対策期における暫定的土地利用計画図

都市計画基本図に記載されている情報及び暫定的土地利用候補地の位置図を基本とし、都市施設、被害想定、防災施設、暫定的土地利用候補地に大別して掲載情報の検討を行う。

(a) 都市施設

都市施設としては都市計画基本図に記載されている情報を基本とし、スケールの関係上、最低限の情報のみ限定し、抽象化して掲載する。

第一に、ハザードマップや都市マスタープランにおける「施策別方針図」等において基本的に掲載される「官公庁施設（市町庁舎・消防本部庁舎・警察庁舎）は必須の情報として掲載する。

第二に、後に述べる市指定避難所や暫定的土地利用候補地の接道・位置関係を把握しやすくするために主要幹線道路・鉄道軌道及び「河川・運河」を掲載する。

(b) 被害想定

各自治体において公表されている地震・津波に関する被害想定を掲載する。津波浸水予測域は、津波浸水深毎に色分けし、暫定的土地利用候補地に津波被害がないかどうかを確認する。

(c) 防災施設

応急・復旧対策期においては、ほとんどの住民が近隣の小中学校などの指定避難所に避難していることから、各自治体のホームページや防災ハザードマップで公開されている指定避難所を掲載する。なお、自治体によっては指定避難所が風水害、地震、津波といった災害による区別がされていないため、注意が必要である。

指定避難所は緊急時の避難の観点から、地域住民の生活圏である小学校区単位で1箇所以上確保することが必要であると考えられる。

また、発災直後から発生する救援部隊等の緊急車両の進出を確保するためには、「緊急輸送道路」（緊急輸送を確保するため必要な道路）が必要となる。緊急輸送道路は、「地震防災対策特別措置法」で位置付けられており、各自治体において指定されていることから、緊急輸送道路を掲載する。また、活動拠点候補地は、救援部隊が災害時に容易に到達可能であることが望ましいことから緊急輸送道路に接道していることが望ましいと考えられる。

(d) 暫定的土地利用候補地

応急・復旧対策期に必要な暫定的土地利用候補地として活動拠点候補地（自衛隊・警察・消防）を掲載する。

活動拠点候補地は、自衛隊・警察・消防それぞれの部隊が1箇所の用地を利用するよりもそれぞれの部隊に1箇所ずつ用地を確保することが望ましい。

自衛隊・警察・消防それぞれの活動拠点候補地は、市町村ごとに1箇所ずつ確保する。

以上の検討結果より、応急・復旧対策期における暫定的土地利用計画図の必要データは、表 4-3 の通りである。

表 4-3 応急・復旧対策期における暫定的土地利用計画図の必要データ

必要データ		備考
①都市施設	官公庁施設（市町庁舎・消防本部庁舎・警察庁舎）	・都市計画基本図の情報に基づき地図上にプロットする。
	主要道路・鉄道軌道	
	河川・運河	
②被害想定	津波浸水予測域	・被害想定を把握し、暫定的土地利用候補地に津波被害がないかどうかを確認する。
③防災施設	市指定避難所	・発災後、住民が最初に避難する場所を示す。 ・緊急時の避難の観点から、住民の生活圏である小学校区単位で1箇所以上確保することが必要であると考えられる。
	緊急輸送道路	・救援部隊の進出路を示す ・活動拠点候補地は、救援部隊が災害時に容易に到達可能であることが望ましいことから緊急輸送道路に接道していることが望ましいと考えられる。
④暫定的土地利用候補地	活動拠点候補地（自衛隊・警察・消防）	・活動拠点候補地は、自衛隊・警察・消防それぞれの部隊が1箇所の用地を利用するよりもそれぞれの部隊に1箇所ずつ用地を確保することが望ましい。 ・自衛隊・警察・消防それぞれの活動拠点候補地は、市町村ごとに1箇所ずつ確保する。

①復興対策期における暫定的土地利用計画図

都市計画基本図に記載されている情報及び暫定的土地利用候補地の位置図を基本とし、a 都市施設、被害想定、暫定的土地利用候補地に大別して掲載情報の検討を行う。

(a) 都市施設

都市施設としては、都市計画基本図に記載されている情報を基本とし、応急・復旧対策期と同様に「官公庁施設（市町庁舎・消防本部庁舎・警察庁舎）」、「主要幹線道路・鉄道軌道」及び「河川・運河」を掲載する。

(b) 被害想定

応急・復旧対策期と同様に各自治体において公表されている地震・津波に関する被害想定を掲載する。津波浸水予測域は、津波浸水深毎に色分けし、暫定的土地利用候補地に津波被害がないかどうかを確認する。

(c) 生活利便施設

復興対策期においては、復旧工事の進捗に伴い医療施設、公共施設、商店街・スーパーマーケット等は復旧していることが考えられる。

仮設住宅の住民の視点から考えれば、生活利便施設が近くにあることが望ましく、仮設住宅建設候補地選定のためのチェックリストにおいても「利便性」の項目において医療施設、商店街・スーパーマーケット、公民館、郵便局、学校などが挙げられている。

生活利便施設は数が多く、市単位の暫定的土地利用計画図には記載すると複雑となるため、住民の生活圏レベルを対象とした小学校区単位の暫定的土地利用計画図にのみ記載することとする。

(d) 暫定的土地利用候補地

復興対策期に必要な暫定的土地利用候補地として仮設住宅建設候補地を掲載する。仮設住宅建設候補地は、用地の活用可能性から優先度毎に区分する。

避難所から仮設住宅への移転に伴う高齢者等への心理的負担を軽減する観点、小中学生の転校が生じないようにする観点等[※]から、仮設住宅建設候補地は小学校区毎に必要な面積が充足していることが望ましいと考えられる。

※：国土交通省中部地方整備局、広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン（2013.2）

以上の検討結果より、復興対策期における暫定的土地利用計画図の必要データは、表の表 4-4 通りである。

表 4-4 復興対策期における暫定的土地利用計画図の必要データ

必要データ		備考
①都市施設	官公庁施設（市町庁舎・消防本部庁舎・警察庁舎）	・都市計画基本図の情報に基づき地図上にプロットする。
	主要道路・鉄道軌道	
	河川・運河	
②被害想定	津波浸水予測区域	・東日本大震災の際には、津波浸水被害のあった区域には原則仮設住宅が建設されなかった。 ・津波浸水予測区域を示すことにより、災害危険区域に指定され、仮設住宅が建設不可能となる可能性のある部分を把握する。
③生活利便施設	医療施設	・復旧工事の進捗に伴い、復興対策期においては医療施設、公共施設、商店街・スーパーマーケット等は復旧していることが考えられる。 ・生活利便施設は数が多く、市単位の暫定的土地利用計画図には記載すると複雑となるため、住民の生活圏レベルを対象とした小学校区単位の暫定的土地利用計画図にのみ記載することとする。
	公共施設	
	商業施設	
④暫定的土地利用候補地	仮設住宅建設候補地	・仮設住宅建設候補地は優先度毎に区分する。 ・小学校区毎に仮設住宅建設候補地の必要面積と建設可能戸数及び建設可能面積が充足しているかどうかを確認する。

4-3 伊勢市におけるケーススタディ

ここでは暫定的土地利用計画図の作成プロセスを具体的に示すため、暫定的土地利用計画図の作成方法に従い、伊勢市において実際に暫定的土地利用計画図を作成する。

(1) 暫定的土地利用計画図（応急・復旧対策期）の必要データの整理

①都市施設

都市計画基本図より都市施設として、「官公庁施設（市町庁舎・消防本部庁舎・警察庁舎）」、「主要幹線道路・鉄道軌道」及び「河川・運河」を掲載する。

②被害想定

被害想定は三重県における最新の被害想定である平成 25 年度三重県地震被害想定調査（以下、三重県被害想定と略す）を用いる。三重県被害想定は南海トラフ地震の被害想定として過去最大クラスの南海トラフ地震と理論上最大クラスの南海トラフ地震に分けて想定を行っており、津波浸水予測域も異なっているため、本研究では被害想定に応じて 2 パターンの土地利用計画図を作成する。

③防災施設

防災施設としては伊勢市ホームページで公表されている「市指定避難所」及び三重県が策定した「三重県緊急輸送ネットワーク計画（2013.5）」で指定されている緊急輸送道路を掲載する。

伊勢市における指定避難所は風水害対応のものと地震・津波対応のものが区分されていないため、津波緊急避難所に重複指定されているもの及び内陸部にあり津波浸水が予測されていないもののみ掲載することとする。（表 4-5）

「緊急輸送道路」（緊急輸送を確保するため必要な道路）は、「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（2013.3）」において「高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路」と定義されており、ネットワークは地震後の利用特性により、3 つに区分することとされている。（表 4-6）

表 4-5 伊勢市災害時指定避難所一覧※

No.	所在地	名称	指定避難所	津波緊急避難所	No.	所在地	名称	指定避難所	津波緊急避難所
1	宇治館町510	県営総合競技場体育館(サブ)	○	—	29	西豊浜町1779	豊浜西小学校 校舎	2階以上	2階以上
2	宇治今在家町511	高麗広公民館(ふれあい工房)	○	—	30	西豊浜町2736	豊浜中学校 校舎	2階以上	2階以上
3	宇治浦田2丁目16-43	進修小学校 校舎	○	○	31	東豊浜町299	豊浜東小学校 校舎	2階以上	2階以上
		進修小学校 屋内運動場	○	○	32	村松町3293	北浜小学校 校舎	2階以上	2階以上
4	中村町458	五十鈴中学校 校舎	○	○			北浜小学校 屋内運動場	○	2階以上
		五十鈴中学校 屋内運動場	○	○	33	東大淀町15	北浜中学校(校舎・屋内運動場)	○	2階以上
5	久世戸町5	修道小学校 校舎	○	○	34	東大淀町351	東大淀小学校(校舎・屋内運動場)	○	2階以上
		修道小学校 屋内運動場	○	○	35	上地町1478	城田小学校 校舎	○	○
6	岡本1丁目18-21	明倫小学校 校舎	2階以上	2階以上			城田小学校 屋内運動場	○	○
		明倫小学校 屋内運動場	○	2階以上	36	栗野町777	城田中学校 校舎	2階以上	2階以上
7	岩淵1丁目2-29	いせ市民活動センター	2階以上	2階以上	37	川端町97-2	尾崎琴堂記念館	○	2階以上
8	岩淵1丁目13-15	観光文化会館	2階以上	2階以上	38	一宇田町891-1	しごうども園	○	2階以上
9	船江2丁目2-5	有観小学校 校舎	2階以上	2階以上	39	上野町823	沼木中学校 校舎	○	—
10	一之木5丁目5-3	厚生中学校 校舎	2階以上	2階以上			沼木中学校 屋内運動場	○	—
11	一志町1-4	厚生小学校 校舎	2階以上	2階以上	40	上野町2841-2	上野小学校 校舎	○	—
		厚生小学校 屋内運動場	○	2階以上			上野小学校 屋内運動場	○	—
12	八日市場町13-1	伊勢市福祉健康センター	○	○	41	矢持町下村426	みどり保育園	○	2階以上
13	八日市場町13-13	サンライフ伊勢	○	○	42	二見町茶屋348	二見老人福祉センター	○	2階以上
14	常盤3丁目10-19	早修小学校 校舎	○	○	43	二見町茶屋209	二見公民館	○	2階以上
		早修小学校 屋内運動場	○	○	44	二見町荘1500	二見小学校 校舎	2階以上	2階以上
15	浦口3丁目13-1	宇治山田高等学校 校舎	○	○			二見小学校 屋内運動場	○	2階以上
		宇治山田高等学校 体育館	○	○	45	二見町荘2037-2	二見中学校 校舎	2階以上	2階以上
16	二俣1丁目2-17	中島小学校 校舎	2階以上	2階以上			二見中学校 屋内運動場	○	2階以上
		宮川中学校 校舎	○	○	46	二見町今一色3	今一色小学校 校舎	2階以上	2階以上
17	二俣4丁目5-3	宮川中学校 屋内運動場	○	○			今一色小学校 屋内運動場	○	2階以上
18	神社港294	神社小学校 校舎	2階以上	2階以上	47	小俣元町536	小俣保健センター	2階以上	2階以上
		神社小学校 屋内運動場	○	2階以上	48	小俣元町663-1	小俣小学校 校舎	2階以上	2階以上
19	竹ヶ鼻町100	港中学校 校舎	2階以上	2階以上	49	小俣町相合750	小俣中学校 校舎	2階以上	2階以上
20	大湊町1118-194	大湊小学校 校舎	2階以上	2階以上	50	小俣町本町3	小俣農村環境改善センター	2階以上	2階以上
		大湊小学校 屋内運動場	○	2階以上	51	野村町5-3	小俣北部公民館	2階以上	2階以上
21	神田久志本町1560	倉田山中学校 屋内運動場	○	○	52	小俣町明野1481	明野高等学校 校舎	○	○
22	神田久志本町1703-1	伊勢高等学校 校舎	○	○			明野高等学校 屋内運動場	○	○
23	神久2丁目7-18	伊勢工業高等学校 校舎	2階以上	2階以上	53	小俣町明野1939	明野小学校 校舎	○	○
		伊勢工業高等学校 体育館	○	2階以上			明野小学校 屋内運動場	○	○
24	黒瀬町562-12	伊勢市生涯学習センター	○	○	54	御園町長屋1074-9	御園小学校 校舎	2階以上	2階以上
25	黒瀬町1193	宇治山田商業高等学校 校舎	○	○			御園小学校 屋内運動場	○	2階以上
		宇治山田商業高等学校 体育館	○	○	55	磯町2225	御園中学校 校舎	2階以上	2階以上
26	黒瀬町1648	浜郷小学校 校舎	2階以上	2階以上			御園中学校 屋内運動場	○	2階以上
		浜郷小学校 屋内運動場	○	○	56	御園町長屋2767	ハートプラザみその	2階以上	2階以上
27	前山町355-4	宮本地区コミュニティセンター	○	—	57	御園町高向731	御園第二保育園	2階以上	2階以上
		佐八小学校 校舎	○	—					
28	佐八町2287	佐八小学校 校舎	○	—					
		佐八小学校 屋内運動場	○	—					

※：伊勢市における指定避難所は風水害対応のものとは地震・津波対応のものが区分されていないため、津波緊急避難所に重複指定されている指定避難所及び内陸部にあり津波浸水が予測されていない指定避難所のみ掲載することとする。

(「伊勢市災害時指定避難所」を基に作成)

表 4-6 緊急輸送道路のネットワーク区分

緊急輸送道路ネットワーク区分	利用特性(対象道路)
第1次	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路 ②広域幹線道路である一般国道(指定区間) ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路 ④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路 ※①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く
第2次	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等)を連絡する道路 ①第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路
第3次	その他の道路 ①第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 ②第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び東海地震、東南海・南海地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路

(出典：三重県緊急輸送ネットワーク計画(2013.5))

④暫定的土地利用候補地

暫定的土地利用候補地は、三重県から収集した活動拠点候補地を用いる。伊勢市における活動拠点候補地の選定状況は表 4-7 の通りである。

表 4-7 活動拠点候補地（自衛隊・警察・消防）

No.	施設名称	施設管理者名	津波被害の有無	敷地面積(m ²)	適用条件(消防)		適用条件(警察)		適用条件(自衛隊)
					①駐車場として利用可能な面積(m ²)	②野外宿営ができる面積(m ²)	①駐車場として利用可能な面積(m ²)	③避難所、死体安置場所との重複	①部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積(m ²)
1	大仏山公園スポーツセンター	伊勢市	無	21,300	2,000	1,000	1,500	—	15,000
2	倉田山公園	伊勢市	無	17,600	2,000	1,000	1,500	—	15,000
3	県営総合競技場	三重県	無	29,000	2,000	1,000	1,500	—	15,000
4	五十鈴公園	伊勢市	無	28,000	2,000	1,000	1,500	—	15,000
5	県営サンアリーナ広場兼駐車場	三重県	無	32,000	2,000	1,000	1,500	—	15,000

応急対策期及び復旧対策期における暫定的土地利用計画図の必要データ及び出典をまとめると表 4-8 の通りである。

表 4-8 応急対策期及び復旧対策期における暫定的土地利用計画図の必要データ及び出典

必要データ		出典	備考
①基本情報	官公庁施設（市町庁舎・消防本部庁舎・警察庁舎）	都市計画基本図	—
	主要道路・鉄道軌道		—
	河川・運河		—
②被害想定	津波浸水予測区域	津波浸水予測図（平成 25 年度三重県地震被害想定調査）	浸水深毎に色分けする。
③防災施設	市指定避難所	伊勢市 HP「避難所一覧表（平成 27 年 4 月作成）」	風水害対応のもの地震・津波対応のものが区分されていないため、津波緊急避難所に重複指定されている指定避難所及び内陸部にあり津波浸水が予測されていない指定避難所のみ掲載することとする。
	緊急輸送道路	三重県緊急輸送ネットワーク計画（2013. 5）	一次緊急輸送道路・二次緊急輸送道路・三次緊急輸送道路のそれぞれ掲載する。
④暫定的土地利用候補地	活動拠点候補地	三重県からの提供資料	市単位の暫定的土地利用計画図においては、○のサイズで自衛隊活動拠点候補地の必要条件である 15,000 m ² の敷地面積を満たしているかどうかを表現する。

伊勢市の応急・復旧対策期における市単位及び小学校区単位（修道小学校）の暫定的土地利用計画図は図 4-2、4-3 の通りである。

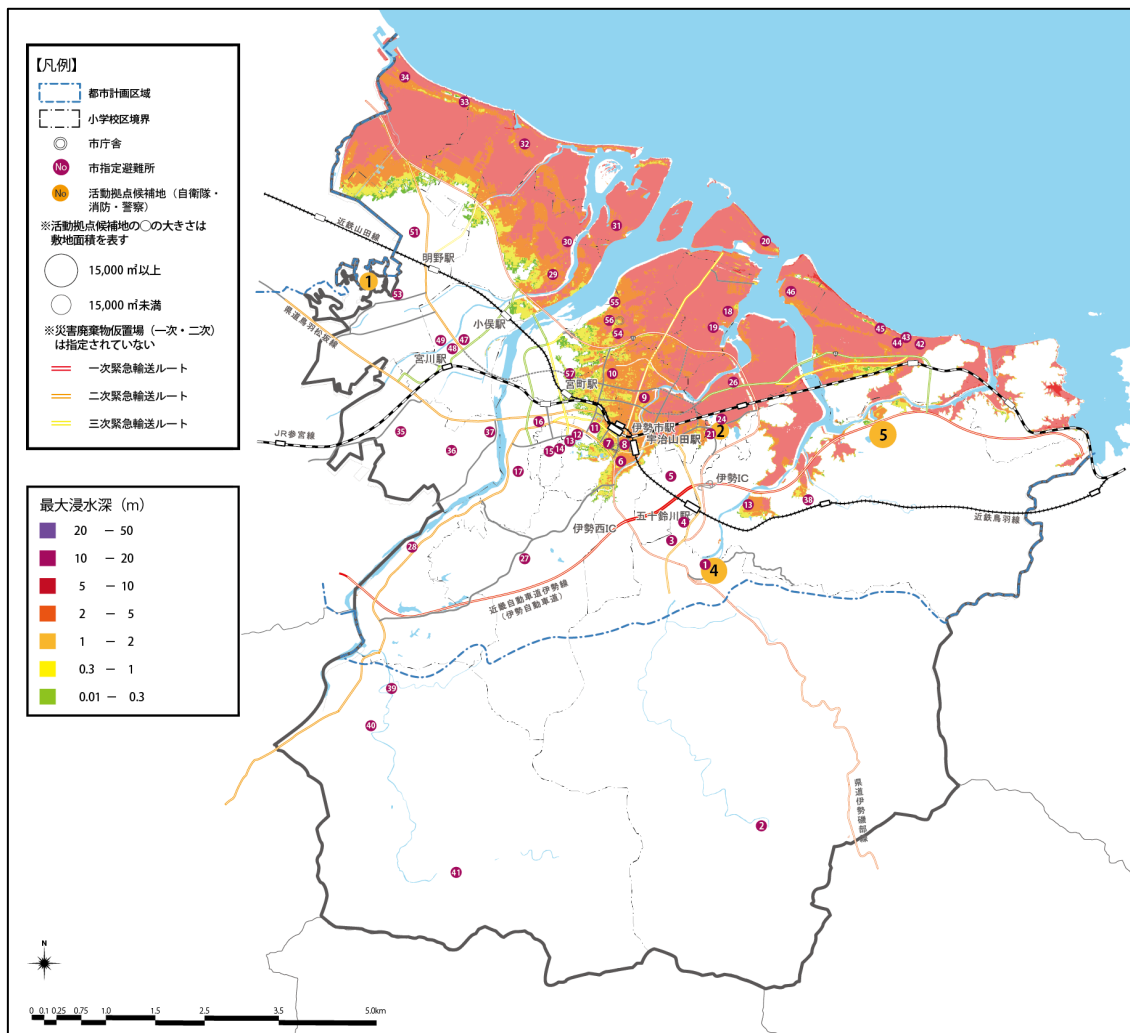


図 4-2 応急対策期・復旧対策期における暫定的土地利用計画図（市単位・理論上最大クラスの南海トラフ地震）

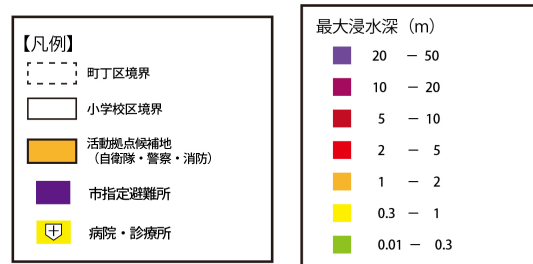


図 4-3 修道小学校区における暫定的土地利用計画図（応急・復旧対策期・理論上最大クラスの南海トラフ地震）

(2) 暫定的土地利用計画図（復興対策期）の必要データと出典

①都市施設

都市施設として、応急・復旧対策期と同様に官公庁庁舎（市町庁舎・消防庁舎）、主要道路及び鉄道軌道を掲載する。

②被害想定

被害想定は応急対策期・復旧対策期と同様のものを用いる。

④暫定的土地利用候補地

暫定的土地利用候補地は、伊勢市から収集した「応急仮設住宅建設候補地一覧」を用いる。

復興対策期における暫定的土地利用計画図の必要データ及び出典は、表 4-9 の通りである。

表 4-9 復興対策期における暫定的土地利用計画図の必要データ及び出典

必要データ		出典	備考
基本情報	官公庁施設（市町庁舎・消防本部庁舎・警察庁舎）	都市計画基本図	—
	主要道路・鉄道軌道		—
	河川・運河		—
②被害想定	津波浸水予測区域	津波浸水予測図（平成 25 年度三重県地震被害想定調査）	・浸水深毎に色分けする
③生活利便施設	医療施設	都市計画基本図	・生活利便施設は数が多く、市単位の暫定的土地利用計画図には記載すると複雑となるため、住民の生活圏レベルを対象とした小学校区単位の暫定的土地利用計画図にのみ記載することとする。
	公共施設		
	商店街・スーパーマーケット		
④暫定的土地利用候補地	仮設住宅建設候補地	伊勢市からの提供資料	・中部地整ガイドラインに従い、建設候補地の活用可能性毎に優先度（A、B、C）をつける。 ・仮設住宅建設候補地は有効敷地面積を○の大きさと表現する。

伊勢市の復興対策期における市単位及び小学校区単位（修道小学校）の暫定的土地利用計画図は図の通りである。

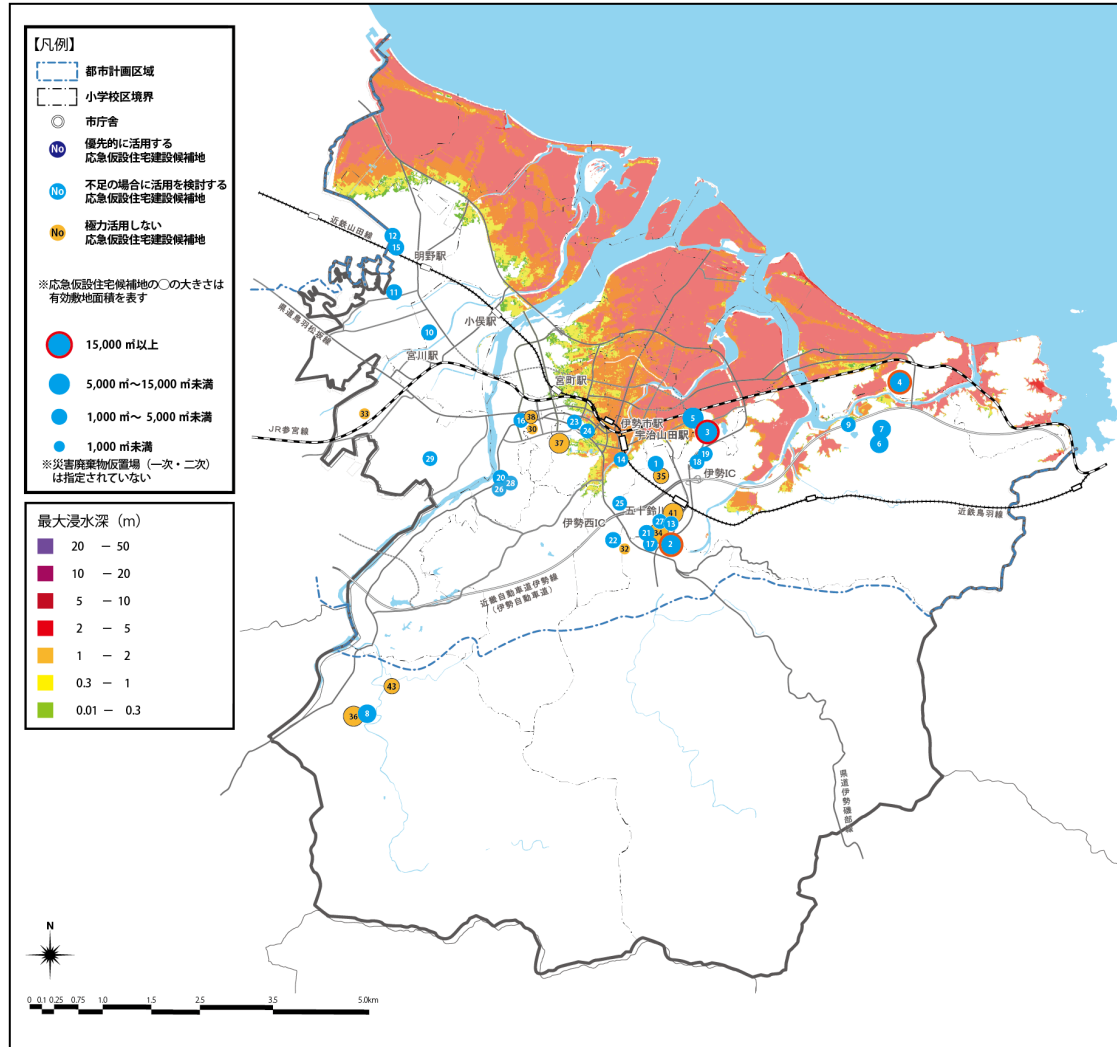


図 4-4 復興対策期における暫定的土地利用計画図（市単位・理論上最大クラスの南海トラフ地震）

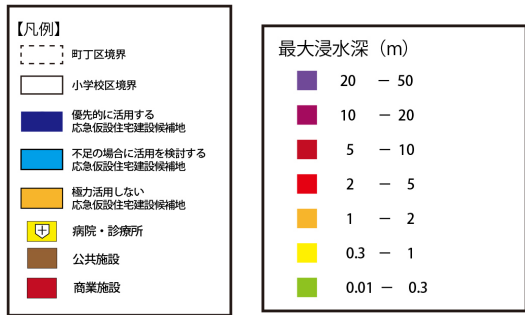
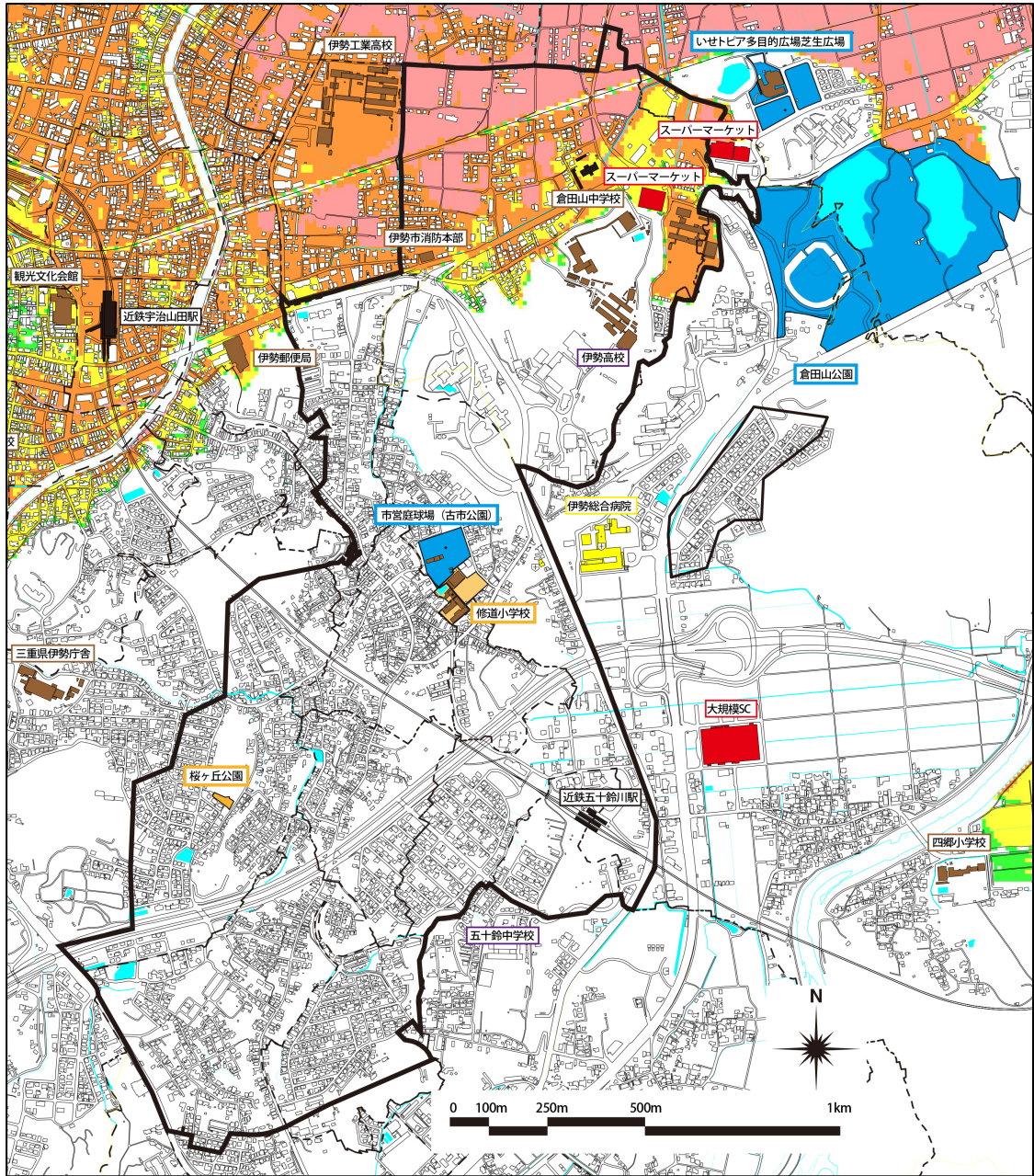


図4-4 修道小学校区における暫定的土地利用計画図（復興対策期・理論上最大クラスの南海トラフ地震）

4-4 ケーススタディのまとめ

伊勢市において活動拠点候補地（自衛隊・警察・消防）については、

活動拠点候補地は、「大仏山公園スポーツセンター」以外の候補地は緊急輸送道路に接しており、いずれの候補地も必要面積を充たしている。

活動拠点候補地と仮設住宅建設候補地が重複しているものが2箇所（倉田山公園・五十鈴川公園）あるが、活動拠点候補地は短期間（約3ヶ月間）に集中的に利用される一方で、仮設住宅建設候補地は東日本大震災の事例を見ても半年以上の期間をかけて段階的に建設されることから、重複利用が可能であると考えられる。

応急・復旧対策期の市単位の暫定的土地利用計画図を見ると、津波浸水予測域においても避難所が指定されていることが分かる。津波浸水予測域においては2階以上が避難所とされているものの、第二波以降の津波被害が発生することを考慮すれば、地域住民は仮設住宅等に入居するまでその避難所で過ごすことは選択しないことが考えられる。従って現状では津波浸水予測域に地区では、近所の避難所に住民が避難所に避難することは困難であると考えられる。

小中学校用地が仮設住宅建設候補地として指定されており、被害の程度によっては活用せざるを得ないことが考えられるが、指定避難所と重複指定されている場合は、南海トラフ地震のような巨大災害のでは避難所の撤収が進捗しない（グラウンドも避難者の乗用車が駐車され利用できない）ことが考えられるため、小中学校用地は仮設住宅建設候補地として指定すべきではないと考えられる。

4-5 暫定的土地利用計画図の日常の活用方法と今後の課題

(1) 暫定的土地利用計画図の日常の活用方法の提案

暫定的土地利用計画図は平時においても活用するため、市町村単位の暫定的土地利用計画図は都市マスタープランの全体構想へ、小学校区単位の暫定的土地利用計画図は地域別構想へ反映することが考えられる。

都市マスタープランは平時の土地利用計画や都市施設計画を取り扱っており、被害想定を考慮した災害時に一時的に必要となる用地を対象とした利用計画は不在である。

市町村単位の暫定的土地利用計画図を作成することにより都市全体における被害状況や候補地の充足状況を把握できると考えられる。

小学校区単位の暫定的土地利用計画図を作成することにより、地域住民の生活圏レベルにおける被害状況や候補地の充足状況を把握できると考えられる。

(2) 今後の課題

今後の課題としては、暫定的土地利用計画図を作成するにあたり今回データ収集をすることができなかった災害廃棄物仮置場の候補地を掲載すること、津波浸水予測域以外のハザードの想定を計画図に反映させることが考えられる。

また、三重県の市町は今後災害廃棄物仮置場の選定・確保を進めていくことがひつようである。平成25年度の環境省のとりまとめ[※]によれば、中部地方において仮置場・集積場^(注)の候補地リストを有している市町村は5～6割程度である。(図)

※：巨大災害発生時における災害廃棄物対策のランドデザインについて（環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会、2014.3）

(注) 環境省の調査において、「仮置場」は「市街地内にて市民からの災害廃棄物を一次的に受け入れる場所」、「集積場」は「膨大に発生した災害廃棄物を集め分別や中間処理する場所」と定義されている

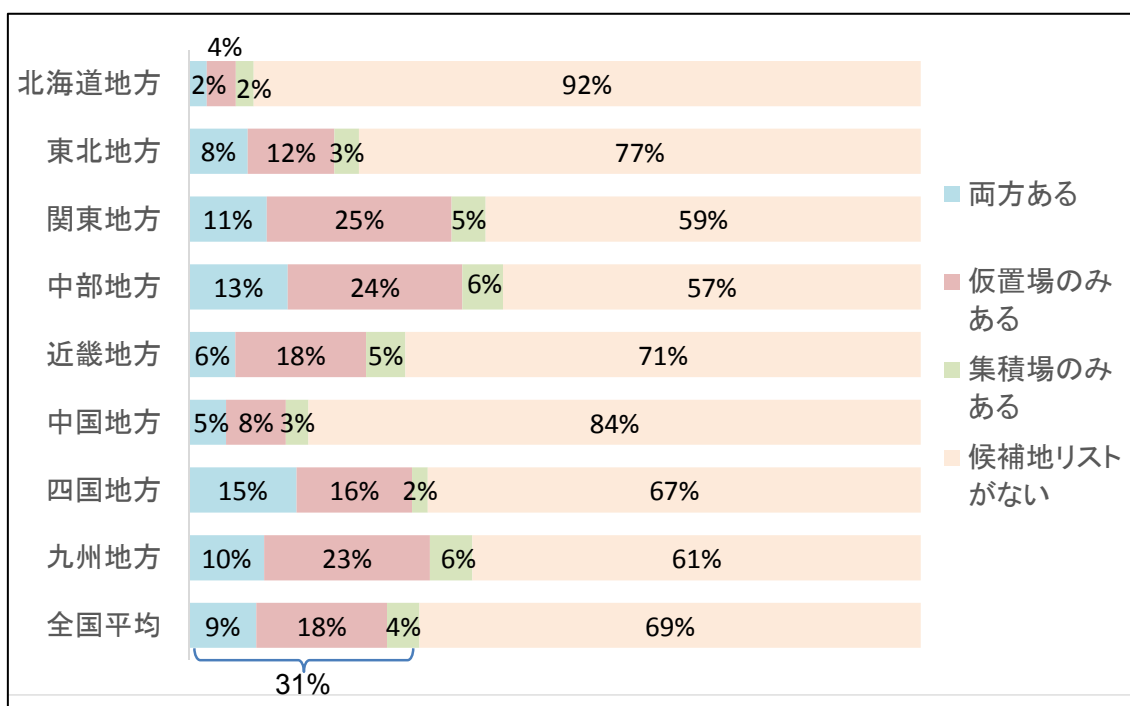


図 4-5 仮置場・集積場の候補地リストの有無（地域別）

（出典：巨大災害発生時における災害廃棄物対策のランドデザインについて（環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会、2014.3）、p.13）